

平成20年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成20年9月26日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 縣 博 行
美 東 総 合 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 総 合 支 所 長	小田村 治 久
病院事業局長	藤 澤 和 昭	教 育 長	福 田 徳 郎
教育委員会 事務局 長	國 舛 八千雄	消 防 長	金 子 正 治

総務部長
 財政課長
 総合政策課長
 地域情報課長
 市民福祉課長
 市民課長
 病院事業局長
 経営管理課長
 会計管理者
 監査委員長
 事務局長

羽根 秀実
 古屋 勝美
 山根 和彦
 白井 栄次
 久保 毅
 井上 真知子

総合政策部長
 企画政策課長
 市民福祉部長
 地域福祉課長
 建設経済部長
 商工労働課長
 上下水道課長
 代表監査委員
 農業委員会
 事務局長

佐々木 郁夫
 五嶋 敏男
 金子 彰
 矢田部 繁範
 三好 輝廣
 古屋 安生

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 議案第 1 号 平成 19 年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定について
 日程第 3 議案第 2 号 平成 19 年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定について
 日程第 4 議案第 3 号 平成 19 年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定について
 日程第 5 議案第 4 号 平成 19 年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定について
 日程第 6 議案第 5 号 平成 19 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
 日程第 7 議案第 6 号 平成 19 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
 日程第 8 議案第 11 号 美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
 日程第 9 議案第 12 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
 日程第 10 議案第 13 号 美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について
 日程第 11 議案第 14 号 美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正について
 日程第 12 議案第 15 号 美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定について
 日程第 13 議案第 16 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 号 平成 2 0 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 号 平成 2 0 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 号 平成 2 0 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 美祢市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第 2 2 議員提出議案第 5 号 美祢市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 3 議員提出意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 2 4 議員派遣について
- 日程第 2 5 会期延長について
- 日程第 2 6 報告第 1 号 平成 1 9 年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第 2 7 報告第 2 号 公営企業の平成 1 9 年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度（合併前）美祢市一般会計及び各特別会計決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度（合併前）美東町一般会計及び各特別会計決算の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度（合併前）秋芳町一般会計及び各特別会計決算の認定について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度美祢地区消防組合一般会計決算の認定について

- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度美祢地区衛生組合一般会計決算の認定
について
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度美祢郡環境衛生組合会計決算の認定に
ついて
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度美祢市一般会計及び各特別会計決算の
認定について
- 日程第 3 5 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 3 6 議員提出意見書案第 2 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見
書の提出について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第4号、議員提出議案第5号、議員提出議案参考資料、議員提出意見書案第1号、議員派遣一覧、以上5件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、村上健二議員、大中宏議員を指名いたします。

この際、市長より御報告がございます。村田市長。

市長（村田弘司君） 本日の本会議の開会にあたりまして議長のお許しをいただきまして、1件御報告をさせていただきたいと思っております。

化学物質メラニンが混入した疑いのある中国製の牛乳を原料にいたしました食品が日本国内でも流通していた問題で、9月20日丸大食品は中国の乳製品メーカーの牛乳を使用しました菓子商品があったといたしまして、自主回収すると発表いたしましたところでございます。

この件に関しまして、回収対象商品の一つでありますクリームパンダを美東病院におきまして、8月8日に入院患者31名に、また、介護老人保健施設グリーンヒル美祢におきまして、8月20日入所者46名に、さらに9月16日に通所者19名におやつとして提供しておったところでございます。

これまで健康被害などは報告されておりませんが、該当する商品を一部の利用者に対し、提供いたしましたことは事実であり、報道後、喫食されたすべての利用者や家族の方に直ちに職員が説明と謝罪を行ったところでございます。

また、給食業務委託先であります日清医療食品に対しては、給食材料の全ての安全確認を指示し、その結果の報告書の提出を求めておりましたけれども、財団法人日本食品分析センターの分析ではメラニンは検出されなかったという報告を、昨日

9月25日に受けたところでございます。

なお、市内の保育園等その他の公共施設における該当商品の提供の有無について、調査をいたしました。その結果該当商品の提供はないことを確認をいたしてるところでございます。

次に、輸入米のうち国内残留農薬基準値を超えることが判明いたしました等の非食用米が食用として転売されておりました、いわゆる事故米についてでありますけれども、市内の病院事業や学校給食等に用いる、いわゆる主食のお米についてはすべて地元産米を使用しており、事故米の提供はないことを確認をいたしております。

なお、事故米が含まれた可能性のある米でんぷん粉を使用した食品が流通をしておりました問題で、該当商品が卸売業者を通じて県内の学校等に納品があったと、昨日山口県から報告を受けまして調査を直ちに行いました結果、平成19年6月に1回、学校給食において当該たまごやきを提供したことを確認いたしましたけれども、健康被害の恐れはないとともに、これまで学校の保健日誌の記録等においても健康被害などは報告されていないことを、ここで報告をさせていただきたいと思っております。

市の公共施設におきます食の安全につきましては、これまでも十分配慮しておりましたけれども、今回の菓子商品等の提供は誠に遺憾であり、利用者等の皆様方に深くお詫びを申し上げますとともに、今後このような事態を発生させないよう、納入業者への指導の徹底等をはじめ、十分な管理体制をとってまいりたいと考えておるところでございます。

従いまして、このこと御理解をいただきますようお願いを申し上げますと報告とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、議案第1号から日程第21、議案第20号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。

教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） おはようございます。只今から教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案4件につきまして、去

る9月8日に教育民生委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い、御報告申し上げます。

なお、委員会に先立ちまして午前9時30分より教育長、関係課長、学芸員とともに美東町長登銅山の古代採掘跡、精錬遺跡などの現地視察をいたしました。御報告いたします。

それでは、まず、最初に議案第16号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを御報告いたします。

このたびの改正は、合併に伴い共立美東国民健康保険病院の名称を美祢市立美東病院に変更しましたが、引き続き国民健康保険直営診療施設としての設置運営がなされているため、本条例に美祢市立美東病院の設置を明記するものであります、との説明がありました。

本議案につきましては、委員より特に質疑、意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。本委員会では、本委員会の所管の補正について審議いたしました。

主な質疑について御報告いたします。委員より、AEDを小中学校に置くというのが一般施設への設置状況はどうなっているか。既に美東中学校は設置してあると思うがどうか。その扱いはどうかとの質疑に対し、執行部より公民館やスポーツ関係施設には寄附やレンタルにより設置してあります。美東中についてはレンタル中を解約いたします、との答弁がありました。

また、委員よりこども110番の旗について、駆け込む家が判明しにくい箇所があるので、旗と同時に動物マーク等子供が一目散に駆け込めるようにしてほしい。また、美東町でも110番の家に駆け込んだ児童の事例もあるので子供にも指導をしていただきたい、との意見に対し、執行部より、今110番の家が市内に292カ所あります。登下校の際、教員が十分指導しておりますし、お願いやお礼にも行っていますが、重要なことでもありますので、さらに徹底させます。なお、子供には危険があったときはどの家でも大きな声でお願いをするよう指導しております、との答弁がありました。

委員より、在日外国人福祉給付金について、他市の状況はどうか、との質疑に対し、執行部より既に県内で10市が給付金制度を設置しております。美祢市を含む

3市が未設置です。今回の議案により美祢市が新しく制定することになります、との答弁がありました。

その他、本議案についての質疑はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、今回の補正額は退職者の医療費と国民健康保険条例の一部改正に関連して、1億7,354万4,000円の増額補正で、総額を歳入歳出それぞれ32億645万3,000円とするものであります。今回の補正は退職者医療制度の補正によるものですが、退職医療費については医療費から保険税を引いたものが社会保険診療報酬支払基金から交付されるため、保険税及び国保財政に影響を与えることはありません。

また、美祢市立美東病院に本年度超音波白内障手術装置を購入するに当たり、補助基準額の3分の1、262万5,000円を計上しました。よって、補正額1億7,019万9,000円増額補正となりました、との説明に対しまして、本議案につきましても質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出の諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金利子及び割引料において494万円を追加計上いたすものです。これは、前年度事業の精算の結果、地域支援事業において補助金等超過交付となったため、予備費を充当して返還するものであり、歳入歳出予算に増減はありません、との説明がありました。

この議案に対しましても、特に質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案4件についての報告を終わります。

次に、その他の質疑について御報告申し上げます。

委員より、世界スカウトジャンボリーが2015年に日本で開催され、会場が山口県きらら浜に決定したとのこと、また、2013年には日本スカウトジャンボリーも同会場で開催されると聞いているが、美祢市においても子供たちの健全育成

のため、ぜひチャンスが与えられるよう仕組みづくりが必要であると考えているかどうか。また、美祢市のボーイスカウト、ガールスカウトの活動組織状況はどうか。2015年といえば、今小学校低学年が該当する。勧誘育成をどう考えているか、との問いに対し、執行部より、このジャンボリーには外国から2万4,000人、国内6,000人、計3万人が集うと聞いております。現在のところ、子供会やジュニアリーダー等には直接依頼は来ていませんが、国体も含めて素晴らしいチャンスを与えられたのですから、組織の育成、支援を活発にやっていかなければならないと考えております。

また、市内にはボーイスカウトは山口第1団、21名程度、ガールスカウト山口第6団、46名程度、団員が年齢に応じて活動しております。特に、中学3年の9月から20歳未満の方々はベンチャーと言って、冒険的な活動をしていると聞いています。これは自主的な活動であります。今後とも側面的に支援したいと考えています、との回答がありました。

また、委員より、給食センターの統廃合について、今後の見通しはどうか、との問いに対し、執行部より、美祢市には共同調理場が8カ所、単独調理場が4カ所、計12カ所あります。美祢市の実態を踏まえて十分検討してまいります、との答弁に対し、委員より、給食センターの統廃合については合理性の面からやるか、教育的配慮の面からやるか、十分検討、討議をしてほしい、との意見が出されました。

また、委員より、地産地消を高める面から栄養指導はどのようにされているか、との問いに対し、執行部より、安定供給ができるかどうか課題もありますが、旬のものが食べられることは子供たちにとって地元が見えることになるので、今後とも努力をいたします、との回答がありました。

以上で、9月8日に開催いたしました教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会にかかわる件に関して引き続き調査をすることを申し出ておりますことを、併せて御報告申し上げます。

以上で終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） おはようございます。只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案3件につきまして、去る9月9日、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、当日、美祢社会復帰促進センター内での竹箬製造作業が実施中であること、また、桃ノ木の農林資源活用施設が8月20日に完成し、8月25日に引き取り検査が終了したとのことで、この2カ所を事前に現地踏査いたしました。

それでは、議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について御報告を申し上げます。

執行部より、この条例の提案理由として森林の荒廃の要因となっている竹を伐採することによって森林を整備保護することを主たる目的に、伐採した竹を1資源として捉え、竹箬の製造販売、竹細工の加工販売、そして伐採竹林から生育するタケノコや地域で生産される農産物を活用した水煮の製造販売をすることによって、森林所有者及び農業従事者の所得向上と雇用の創出に寄与することを視野に入れた事業として、竹材資源活用施設を大嶺町桃ノ木に建設中であったが、このたび完成したので、この施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであり、条例の内容として第1条で設置目的、第2条で設置の位置、第3条で事業内容、第4条で管理に関して、第5条は指定管理者が行う業務について、第6条で指定管理者の指定の手続について、第7条は開館時間及び定期休日について、第8条は行為の制限について、第9条は損害賠償について、第10条は委任について、そして附則としてこの条例は平成20年10月1日から施行するものである。以上のとおり執行部より説明がなされました。

ここで、委員より、議案第18号も17号と関連があるので一括審査を、との発言があり、全員の意向であることから議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを一括審査したので御報告を申し上げます。

執行部より、議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により指定管理者に行わせるものとして竹材資源活用事業を行わせる

ものに、昨年12月に設立した第三セクターである美祢農林開発株式会社に平成20年10月1日から平成24年3月31日までの3年半の間、指定管理者として指定した旨の提案理由の説明がありました。

以上、議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について、一括して説明を受け、その後質疑を受けました。

それでは、質疑、意見の内容について御報告を申し上げます。

委員より、過去に宇部農協で盛んにタケノコの加工が行われたが、輸入物が入って相当採算割れが生じたようである。採算性見込みを聞きたい。タケノコ集荷量は計画どおりに集まるのか。また、加工製造には非常に多くの水を必要とする。水道料金等の関係でタケノコの缶詰の原価に影響しないか。また、竹箨を加工する場合の成竹原料が十分に集まるのか、との問いに対して、執行部より、タケノコの採算について厳しいということであるが、10年間の採算については以前、市議会に資料を示して御理解をいただいたところである。軌道に乗るまでの間は赤字も見込まれるが、軌道に乗れば黒字に転換して順調に推移し続ける予定である。集荷については今から林業を営む人、農家の人に周知徹底、PR等を図り集めたい。

また、水を大量に必要とするが、収支の中に水道料金等を含んでおり、軌道に乗れば水道料金も一応賄える計画であること、成竹原料の集荷については、カルスト森林組合にお願いしているが、農家の方にも協力方PRしたいと、との答弁がありました。

また、委員よりこの事業は国、県補助事業であり、当然条例を制定しなければならぬし、加工製造事業もしっかり採算がとれるように努力されたい、との発言がありました。

次に、委員より美祢市としては、竹箨と竹細工とタケノコ水煮は時間をずらして説明し、行う予定であったが、山口県が一括してやったこと、農林資源活用施設の場合も社会復帰促進センター裏手にある等価交換をした土地を考えていたが、いざ、蓋を開けてみると桃木小学校横のところにてできたこと。また、指定管理者に関しても、美祢農林開発株式会社に決まっていること、この3件とも時間がないということで、執行部と我々とは感じ方に差があると思う。

竹箨について2007年から2016年度までの10年間の事業計画であるが、

美祢社会復帰促進センター所長の話によると、1日1万本で週3.5日間作業をするとのことであったが、月に換算すると15万本ぐらい、年間180万本ぐらいにしかならないが、事業計画では裸の竹箬が320万本、袋の竹箬が320万本、合計640万本生産されるようになっているが、大分差があるので事業計画の見直しをしてほしい、との問いに対し、執行部より収支計画では最大320万膳と書いてありますが、これは最大能力ということで、作業を受刑者が60人としておりましたが、入所者が一気に増えないことから、竹箬の製造機も2機のうち、現在1機のみ稼働生産となっています。単純に現在、1日1万膳ということであれば、2機で順調に稼働すれば1日2万膳で320万に近づくと考えています。事業計画の見直しについては、農林開発を設立して、まだ1年経っていないこと、水煮もこれから稼働することから、その状況を見ながら見直しをしていかなければならない、との答弁でありました。

次に、委員より、議案第17号の条例に損害賠償、施設の維持管理について大きな火災あるいは台風等外的要因について、何ら謳っていないが、こうした場合、市の予算を使うのか。また、指定管理者が保険を掛けて全て面倒を見るのか、との問いに対し、執行部より施設は市の建物であり、火災や台風で建物に損害を与えた場合は、当然市の方で補修することになる。条例第9条の損害賠償はこの施設を使って指定管理者が製品等を使った場合、その製品によって第三者に損害を与えた場合に指定管理者が責任を負うものと考えている、との答弁であります。

引き続き、委員より、施設内には蒸気に関するボイラー関係、各種冷蔵庫等があり、使い方によっては破損する可能性もある。取り扱いによつての損害は指定管理者側が負担するのか、はっきりすべきではないか、との問いに対し、執行部より指定管理者と指定の契約を結ぶ場合、協定書等を交わすので、その時責任の分野を明確にする、との答弁でありました。

次に委員より、美祢市農林開発株式会社は、第三セクターで指定の期間が平成20年10月1日から平成24年3月31日までとなっているが、先般公募はしないと言われたが、これは法的に指定管理者にしなければならないのか、との問いに対し、執行部より、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の条項があり、設置の目的を効果的にかつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適

当と認めるときは公募によらないことができること。また、指定管理者の公募に申請がなかったとき及び申請があっても適当と認められない場合は公募によらず指定管理者を指定することができる、となっており、竹箸と竹細工の製造販売、水煮の加工販売、この三つの事業については竹箸は既に美祢農林開発株式会社で取り組んでおり、水煮製造も関連性があるので、美祢農林開発が最も望ましいということで、公募によらず指定管理者に選定した、との答弁であります。

さらに、委員より、第三セクター公募をしないのなら、指定管理者制度にする必要はないのではないか。法的にそのようにしなければならない理由があるのか、市長であり株式会社の社長であり、指定管理者の長であるということは不自然ではないか、との問いに対して、村田市長より、第三セクターの美祢農林開発株式会社になぜやらせるのか、そのようにせず直営で直接市が市長としてやっても同じではないかという質問の主旨と考えるが、昨年の旧美祢市の中で直営でやってもどうかという話もあったと思う。タケノコの水煮販売、農産物の加工販売など、商行為を伴っており、従って市が出資、そして森林組合が出資ということで第三セクターを立ち上げ、これによって地域の公的な振興を図る目的で社長は美祢市長になるということで落ち着いた経緯があります。また、この事業は国庫補助金が入っており、補助金を頂戴することについて、この第三セクターを事業主体として仕業をさせていただくということを国との折衝の中で言っております。従って、今回この条例を提案した、との答弁であります。

引き続き、委員より、工場の操業はいつからかとの問いに対し、執行部より働く人の選定と水煮が可能な農産物、そして集荷の準備等から遅くとも年明けには稼働したいとの答弁でありました。

以上、議案第17号及び18号につきまして、その他質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。

執行部より総務管理費の住民訴訟に係る弁護士委託料55万円については、旧秋芳町時代の河川護岸災害復旧工事にかかる事件で、本会議場でも質問があり、当委員会としてもその内容を十分承知しておく必要があることから、詳細に説明を受けるとともに、その他の科目の補正理由説明等を受け、その後質疑を受けました。

それでは、質疑、意見の内容について御報告を申し上げます。

委員より、労働費の労働対策費、調査研究委託料について、その委託先はどこか、それが公的機関なのかどうか、個人情報とかの観点からしっかりしたところに委託すべきと思うが、その点の対策はなされているか、との問いに対して、執行部よりキャリアコンサルタント等の資格を持った者を公募することになると思う。また、当然委託契約となるので、契約等については個人情報保護に関する文書等を添付し、個人情報を遵守する契約を締結することになる、との答弁でありました。

本議案につきましては、そのほかに質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上、委員会に付託された議案3件につきましてすべて可決され、引き続き委員各位にその他の発言があればと求めたのに対して、委員より雇用促進住宅についていろいろな情報が飛んで、居住者は不安にかられておられます。このことについて基本的な将来の考え方があればお聞かせ願いたい、との問いに対して、村田市長より、雇用能力開発機構が持っている建物が美祢市には2棟あり、この2棟には多くの方が住んでおられる。新市としては定住促進を強力に推進している中で、機構側の都合により閉鎖されるということでは市民の方に不安を与えています。この2棟を含めて市営住宅等の計画をしており、この2棟が閉鎖されることは政策的に不都合が生じるので、市長としてはこの2棟が市が持てるものなら持ちたい。そして、安心して住める住環境を守り、人口流出を防ぐため、現在機構の方と折衝をしており、できる限り市民の方に不安を与えない形で決着したい、との答弁でありました。

引き続き委員より、桜ヶ丘の空き住宅は入居拒否をしているのか、との問いに対し、執行部より、結構古い住宅であり、かなりの改修費も必要なことから、一応政策空き家に、行く行くは解体をと考えているとの答弁であり、さらに委員より、桜ヶ丘は総合的に整備を考えてもらいたい。土地の問題もあるだろうが、廃屋で住めない住宅は台風等で迷惑をかけてもいけない。解体するなり、環境整備を考えてもらいたいとの意見に対し、執行部より当面全体的な建て替えはできない状況ですが、安全面、防犯面を確保しながら時期を見て解体する考えです、との答弁がありました。

以上をもって、建設観光委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会所管にかかわる農林建設事業及び

観光商工事業に関することについて、引き続き審査をすることを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。
21番（南口彰夫君） 先ほどの委員長報告の美祢市農林資源活用施設並びに指定管理者等についての議論の中でちょっと認識が違うなら、それはそれで正確にお答え願いたいと思います。

報告の中で竹を活用して割り箸をつくったり、また水煮をつくる。施設にかかわって、その事業が現在は非常に困難であるが、ある程度の見通しの中でそれが黒字になるという報告をされたわけですね。それは間違いないですか。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） その件については関係資料がさきの6月定例、本会議で示されていたというふうに理解しておりますので、それに基づいて答弁をさせていただいたということです。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） じゃ、委員長の認識をお尋ねします。

先ほどの報告の中で、竹を使った 活用した刑務作業も含めて、新たに水煮の製品をつくるという会社にかかわった議論の中で、会社の事業が黒字になるという報告をなされたんですね。これは間違いありませんか。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。そのように執行部からの答弁がありましたということでもあります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。当然そうなんです。委員長の私見が入っているとは思っていません。執行部の答弁で 結論から言いますと、割り箸の刑務作業であろうが、水煮の事業であろうが、私は少なくとも私が幾ら予算書に基づいて検討してもこの事業が黒字になることは絶対あり得ないと思っています。事業そのものが黒字になるかならないか、だからと言って赤字になるからと言ってその事業が悪いのかということはまた別問題なんです。もともとこの事業が

山の森林の管理、それから竹の管理、こうしたことに基づいて行政が公有林を管理していく中で民間が持たれている山や竹も含めて、地域の生きた活用並びに地域経済に何らかの波及効果をとということで、行政が取り組んでいるわけです。

ところが、その事業ということになれば、この株式会社がですね、黒字かどうかというのは、やっぱり決算書を見て判断することです。じゃあ、決算書の中の組立てが根拠として黒字になるというものを、ある程度推移した資料が新たに委員会か何らかの形で出された上で、執行部がその説明の中で黒字になる根拠を示したのかどうか。そういう事実はありましたか。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。ございません。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） じゃ、もう一度確認をします。

そうすると、それまでの議会の中で議論をされてきた経緯を踏まえて、竹の農林の会社が竹箒、割り箒をつくるなり、それと新たに水煮の工場ができる。そのことで工場を含めた活動 作業の中でなっていく事業が黒字になっていく。将来的に黒字になっていくということ資料なり、それから決算予測なり、そうしたもので、その黒字になるという根拠は、委員会としても確信の持てるような資料が出されていない。それと執行部といっても 執行部のだれが答弁をしたかということはこの場では差し控えますが、議長に当然申し出ていただきたいと思うんです、委員長として。やっぱり執行部が黒字になると言ったからと言って、じゃあ、それが黒字になるのか本当に。ということについては、議会としても引き続きこの辺をはっきりさせていくことがチェックアンドバランスとしての議会の果たす役割、ただ、単に市長なり、執行部がこれはもうかるとか、これは黒字になるとか、いうことだけでその内容を、議案を採決するということについては議会としての責任もありますので、ぜひその辺は委員長に取り計らっていただきたいと思います。

意見を述べて、最後に委員長の御意見をお伺いして終わりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。南口議員の意見として聞き及んでおきます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、農林資源活用、この経営に関してお話がありました。こういう経営のあり方に関しては非常に大事な部分なんですけれども、きょう私はちょっと視点を変えて別な角度から気づいた点、お話ししたいなと思っています。

一昨日、議員の方と一緒に美祢農林開発株式会社である農林資源活用施設、これをしっかりと中身、施設、しっかりと見させていただきまして、非常に設備が新規に富んだ、そういった施設が設置されておりまして、また、食品の異物混入という面におきましては金属探知機もちゃんと設置されて、非常にいい施設であったということで、感銘しております。

その中で1点気づいた点がありました、今、現在、汚染米を輸入して、その不正転売というのが非常に問題になっているわけではありますけれども、今後、施設でタケノコのシールパック等を今後していくわけですけれども、特に品質面ということをきちっと勝ち取っていかないと、お客さんから苦情、クレーム等発生したならば、信用を失って、もう完璧に売れなくなってしまう、そういうおそれがあるわけでありまして。だから、そういったところの今後あの施設の周りはほとんど森林、草、木々が周りにありまして、多分昆虫とか、虫とかさまざまなのが、今の状態の施設であれば混入してくる可能性がある。だから、異物混入の金属探知じゃなくて、そういった対応が必要じゃないか。だから、UV紫外線蛍光ランプをつけて、そういう虫が入らないようにする。そういった入り口にガードブラシ、またエアシャワー、そういったところまでしっかりと品質の面で虫が入らないように、虫が混入する どの程度施設に入ってくるか、そういったところをしっかりとモニタリングして本当に何と申しますか、品質の面で精査をしていくことが大事じゃないかと。これからしっかりとこの施設が品質の面でもしっかりとやっていますよという、そういう方向性を今後お示しできるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っています。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員、委員長報告に対する質疑ですから、御意見等ございましたら。

2番（岡山 隆君） そうということで、今後、そういうところの面も併せもってしっかりと、よく調査されて運営されて問題が起こらないようにしていただきたい。そういう御要望をしておきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 御意見ということで。そのほか委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

この際、暫時、11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午前11時27分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告の追加の申し出がございましたので、その発言を許可いたします。

佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 委員長報告の追加報告をいたします。

委員会の中で、委員からも事業計画の見直しについての要望があり、それに対して執行部から、その時期になりましたら当然事業計画並びに収支計画について見直しをする、との答弁がございましたので、御報告を申し上げます。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 続きまして、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案15件について、去る9月10日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その経過と結果について審査の順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定と、議案第5号平成19年度美祢市水道事業会計決算の認定については、関連がありますので一括審査をいたしました。

執行部より、合併前の平成19年4月1日から20年3月20日までの決算であります議案第1号と合併後の平成20年3月21日から平成20年3月31日までの決算であります議案第5号につきまして、それぞれ説明を受けました。その説明

によりますと、平成19年度末の未処分利益剰余金は3,149万2,850円であり、490万円を減債積立金として積み立て、残額である2,659万2,850円は翌年度へ繰り越し、また、平成19年度合併前と合併後を合算した収益的収入及び支出は、収入が3億4,463万3,566円、支出が3億3,481万1,147円であり、差し引き982万2,419円が当年度利益である、とのことでした。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。委員より、建設改良費について今回決算額として1億5,000万円程度が出ています。例年に比べ多い傾向にあるがどうか、との質疑に対し、執行部より継続事業ですが、於福の簡易水道の拡張事業にかなりの費用がかかっているということです、との答弁がありました。

次に、委員より、19年度の決算を見て、今後、美東、秋芳の簡水を統合して運営していかなければならないが、住民に負担がかからない運営の見通しが立つのか。また、監査意見書には旧美東町、秋芳町の簡易水道特別会計の統合については、受益者サービスの著しい低下にならないよう慎重に対応していただきたいとの指摘があるがどうか、との質疑に対し、執行部より、旧美祢市の単年度決算という観点からは健全な運営と考えておりますが、旧美東町、秋芳町の簡易水道を統合した時には料金の改定を含めたもので検討していきたいと考えております、との答弁がありました。

さらに、委員より、さきの一般質問でも市民の行政サービス、住民サービスは低下させないという答弁があったが、必要なのは市民の負担も大きくさせないということかなと思うが、料金改正については将来的な見通しも含めてどうか、との質疑に対し、執行部より、この水道事業については旧美祢市の簡易水道事業を含めて企業体として地方公営企業で経営をしております。一方、旧美東・秋芳の簡易水道については、特別会計で処理をされていましたが、これからはこれを一つの企業として考える必要があります。第一に、安全・安心な水を新しい美祢市全域に責任を持って供給をしていくということを考えた場合、水道料金については大きな工事もありますし、事業もしなくてははいけません。いろんなことも含めて考えていく必要があります。

旧美祢市の水道料金については、以降の経営を考えた上で、5年に1度料金改定を行ってきたという経緯があります。平成15年に料金改定を行っておりますので、

本来なら平成20年度、本年度は水道料金を改定する年に当たっていましたが、合併という大きな節目を迎えていますので、本年度は行っておりません。今後、命を水を市民に供給していくという大きな命題のもとに必要であれば、料金改定はしていく必要があるかと考えております、との答弁がありました。

次に、委員より水道水の品質向上、硬度削減のための薬品購入に関して実態はどうか、また、今後はどうか、との質疑に対し、執行部より旧美祢市の硬度軽減の苛性ソーダ希硫酸と上下水道と簡易水道に塩素消毒をしている次亜鉛酸については、前年度の3月に数社にて入札を行い、価格決定しております。旧美東町、秋芳町の簡易水道は次亜鉛酸その他についておのおので見積もりを数社取りまして、最低価格のところと契約をしております。今後については地理的に美東、秋芳離れておりますので、一括購入をした場合に運搬費とかかかき、おのおの契約した方がよいかと考えております、との答弁がありました。

次に、委員より監査意見書の中で総配水量と総給水量の差を表す有収率というのがあるが、この差は漏水と見ていいのか。そうであれば改良が必要なものがどのくらいあるのか。同じく監査意見書の中の未収金について、18年度分は極端に高いがその説明と収納対策はどうなっているのか。また、企業債の償還について金利の高いものの借り換えはどう捉えているのか、との質疑に対し、執行部より、漏水の件は美祢市もまだ石綿管や古いビニール管が多くあります。年間漏水調査等の予算を組んで漏水量の多い地区について重点的に調査を行い、修理改修を行っている状況でございます。

なお、石綿管についての計画的なものはできておりますが、他のビニール管等について施設計画はできておりません。

続いて未収金について、滞納者の方々はかなり長期にわたって滞納されており、支払契約書等で徴収しておりますが、もらった金額を年数の若い分から落としていくということで18年度が多くなっていると思われれます。

それと収納対策でございますが、年に何回か市全体で会議を持ちまして連絡調整を図ってやっております。さらに、企業債の償還については原則繰上償還は認められておりませんが、平成元年前後高金利であった関係で地方財政に莫大な負担がかかっており、地方団体から政府系に対して長年要望してきた結果、最近地方団体の財政が逼迫していることという情勢にかんがみ、国の施策として平成19年度から

3カ年に限って繰上償還を認めようという制度が設けられました。これは平成4年以前の5%以上の金利について繰上償還が認められ、平成19年度が金利7%以上、平成20年度が6%強、平成21年度が5%以上のものについて行います。本年度の予算についても一般会計、病院、水道、下水道、それぞれにおいて予算編成をしております。その財源としては、市中金融機関からの借り換えをもって行い、現時点が2%前後の金利ですので、その利差が3%から5%となって、今後地方財政に寄与できるということですが、その繰上償還についても地方団体が行政改革を行い、最終的に住民の負担が軽減できるということが認められた場合に限るという制限がありますので、経営健全化計画を国の方に提出して繰上償還を認めていただいているという状況でございます、との説明がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、議案第1号並びに議案第5号は慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定並びに議案第3号平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定及び議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定の3議案についても関連がありますので、一括審査をいたしました。

執行部より、平成19年4月1日から平成20年3月20日までの旧美祢市における美祢市立病院等事業会計決算であります議案第2号と、旧共立美東国民健康保険病院組合における病院事業会計決算であります議案第3号、そして平成20年3月21日に発足した現在の美祢市における病院等事業会計の平成19年度決算であります議案第6号につきまして説明を受けました。

その説明によりますと、平成19年度末の未処理欠損金は11億2,331万1,055円となり、全額を翌年度繰越欠損金として処理させていただきたい。また、平成20年3月31日現在の資産合計は69億8,626万8,504円、負債合計3億4,081万4,011円で、資本合計は66億4,545万4,493円であるとのことでした。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。委員より、監査意見書の中に病院のさらなる経営の効率化と、健全化に努めてほしいとありますが、1日平均大体何人の入院患者、外来患者があれば黒字になると考えているか。また、高齢化の進んでいる過疎地域の病院に対する県、国からの補助金制度というようなものはないの

か、との質疑に対し、執行部より、平成20年度予算に示しております予定の業務量であれば、収支とんとんという計画を持っております。つまり入院患者数で美祢市立病院が1日平均125人、美東病院が100人、外来で美祢市立が248人、美東病院が239人という数字で計画を立てております。なお、特に補助金等については承知しておりませんが、交付税措置として僻地医療等に対する財政支援はあると考えます、との答弁がありました。

次に、委員より市長の方針でも二つの病院は維持するということだが、医療を行う医師の確保が全国的に難しくなっている。医師確保の現状はどうか、との質疑に対し、執行部より、この地域に必要な医療を見極めた上でそれにふさわしい医療体制を取るには当然医師の確保が一番重要だと思います。現在、市長が自ら大学等に医師確保について積極的に働きかけていると同時に両病院の院長もそれぞれの立場で大学等に強力に働きかけており、市民の必要とする医療が提供できるように努めているところであります、との答弁がありました。

次に、委員より、19年度の病院事業の決算概要で累積欠損金が11億2,000万円ありますが、毎年一般会計から補てんしても医師不足などの問題から、病院事業の収益は上がってこない状況で、今後美祢市としてこの病院事業の経営に当たって、どう対応されようとしているのか、との質疑に対し、執行部より市民が安心して暮らしていただくために公立病院は大切なものです。公立病院は高度な医療機器を導入する必要があり、減価償却費がかさみます。それに対し、患者数は病院がエリアで持っている人口と比べるとどうしても赤字体質は免れません。病院存続のため、経営健全化の補助金を一般会計から出すことはいたし方ないと考えますが、これは一般会計の中で経費節減等の努力をしてやりくりしたい。また、今、美祢市立病院と美祢市立美東病院、二つを持っておりますが、合併をして面積の大きな市になりました。それに対して人口は3万人ということで一次医療圏にかかわるかかりつけのお医者さんは優秀な方がこの新しい市の中におられます。その点は安心ですが、そこで対応できないものについては二次医療でこの公立病院が大きな責任を負っております。この広い面積の市で現在ある二つの病院を存続していくのは重要であると考えていることから、二つの病院のあり方検討委員会を設けて、これからどういうふうな形で保っていくか。また、保つためにはどうすればいいかということも現在構築中でございます、との答弁がありました。

次に委員より、業務量について平成19年度の実績があるが、延べ人数で業務量を比較してあげるといことは、今後この業務量をそれぞれの病院に追いかせるといような趣旨にとらえられるがどうか、との質疑に対し、執行部より自治体の病院については、公営企業でするのである程度の業務予定量の目標を立てております。その数字が出て、それに対する実績を決算で報告しております。それを追いかけるのかということですが、企業でありますのである一定の病床利用率というのは計画値として持つべきものと考えます、との答弁がありました。

さらに委員より、美祢市立病院をつくって約20年になるが美祢市地域医療の実情は相当違ってきている。20年前は地域で開業されていた医師が高齢化をして、地域での医療の果たす役割を今後継続していくことが難しい状況にあり、税金をかけてでも公的な病院をとという市民の要望が非常に強かったのでつくってきた。ところが、現在開業されている診療所も含めて医院の数は20年前に比べて増えている。その中で美祢市立病院の経営状況がどうなのか。地域の医療の状況がその都度変化をしている中で、めざす目標の客観的な根拠は何なのかという、数値の説明がなされなければ安易な競争したり、この数字が上がったり下がったりする都度、一喜一憂しなければならなくなるのではないかと、との質疑に対し、執行部より自治体病院の果たす役割、使命はその地域の医療の需要とその供給体制を的確に把握した上で、その果たすべき役割を明確にすることが大事だと思います。

病院のあり方検討委員会を行うに当たり、まず、最初にその整理をしてから、自治体病院として市民の皆様は安心と安全を提供できる体制はどのようなものか、というものを構築していく。その上で繰出金の市民負担が幾らで御理解いただけるかということになると思いますので、供給体制と医療需要そのものを把握していかなければならないと考えております、との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、議案第2号、第3号並びに第6号は慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第4号平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定について、御報告申し上げます。

執行部より、平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算における歳入合計は1,137万8,885円、歳出合計は681万1,007円で、歳入歳出

の差し引きの残額は456万7,878円となっております、との説明がありました。

本議案に対しましては質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの改正は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部の改正により、公益法人という名称が公益的法人と改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。施行日は平成20年12月1日からとなっております、との説明がありました。

本議案に対しましても、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

執行部より、本議案は地方自治法の一部改正が平成20年6月18日に公布され、議員の報酬が他の非常勤職員の報酬とは異なるものとして整理されたことに伴い、これまで美祢市報酬及び費用弁償条例の中に議員についても規定されておりましたものを、この条例の中から議員の報酬の支給等に関する規定を抜き出し、新たに本条例を制定するものであります、との説明がありました。

本議案につきましては、条例案の中の主に費用弁償と議員報酬、旅費について活発な議論がありましたが、その内容には今後、議会運営委員会で定数等報酬の問題について検討することになっていきますので、その中で費用弁償、旅費についても併せて検討してもらうこととなりました。

本議案については、慎重審査、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、本議案は地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等の規定が改正されており、これに関連する条例、美祢市議会政務調査費の交付に関する条例、美祢市報酬及び費用弁償条例、美祢市特別職報酬等審議会条例について所

要の改正を行うものであります、との説明がありました。

委員より、支給されている予算が調査費に値する額なのかどうなのか、現状から見て妥当なのか、との質疑に対し、執行部より今、月額4,500円支給しています。これは県内他市の状況等を勘案して設定していますが、一応妥当と考えて予算に計上しております、との答弁がありました。

本議案について、他に質疑、意見はなく、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、本議案は平成20年度から財政健全化判断比率等の公表が義務づけられ、その比率の中に連結決算による算定もあることから、公営企業会計と美祢市土地開発公社及び市が出資している美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社の改定についても財政状況を公表するように、また、公表の方法を併せて定めることとし、所要の改正をしたものであります、との説明がありました。

本議案に対しましては、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定について御報告申し上げます。

執行部より、本条例制定の目的は、ふるさと納税で受け入れました寄附金を適正に管理運用しようとするためであります。ふるさと納税による寄附金は基金に積み立てまして美祢市の将来の発展を目指して有効に活用しようとするものであり、平成20年10月1日から施行することとなっております、との説明がありました。主な質疑、意見について御報告申し上げます。委員より美祢市民がこのふるさと納税をした場合には、住民税の減額があるので、税金が減るのではないか。また、国が交付税を減らす対策と見られるこうしたふるさと納税で賄うのではなく、地方交付税がちゃんとおりるように言っていくべきではないか、との質疑に対し、執行部より、国の三位一体の改革によって地方自治体の一般財源となる交付税が減少傾向にあることは事実でございます。地方交付税の制度そのものについて国に意見を言い、地方交付税を増額して一般財源を確保したいというのは、我々地方団体の総意であり、地方六団体を初めとして、常に国に要望している状況です。本年度はその

効果で新たな制度が設けられ、地方交付税、普通交付税の増額がありました。

また、美祢市民の方が美祢市に寄附をしたらということですが、市の歳入を考えれば減額の部分もありますが、それを上回る部分の寄附金があるということですので、との答弁がありました。

次に、委員より、現状何件か入ってきているのか、今の状況を教えてください。この制度は早く立ち上げて対応されているところとそうでないところすごい差があると思うが、美祢市はどうか。美祢市から外の自治体に転出をされている方の把握ができているかどうか。美祢市から出ておられる方は美祢市の情報を知りたいという方も多いと思う。ホームページを見られる人はそれでいいが、そういう対象の方を調べて、こういうことに取り組んでいますよということを、市報などを送ってお知らせすることも必要ではないか。できた制度そのものに対しては最大限取り組まなければいけないと思うが、その辺の対応と現状はどうなっているのか、との質疑に対し、執行部より本市へのふるさと納税は現在2件ありまして9万5,000円ほどいただいております。対応については、このたびホームページを立ち上げてまして情報発信を急ぎました。制度のイメージ図を掲載し、併せてわかりやすく、例えば収入の段階に応じていくぐらいが控除の対象になるのかというあたりも資料をつけております。

国関係の資料へもリンクができるようになっておりますが、本市のホームページ内容もより詳しく見ていただけるように改良を加えたいと思っております。

対象者の把握については、職員が本市には700名以上いるわけですが、その職員の家から市外へ出ておられる方々がおられるのではなかろうかということで、まず、職員からそういう情報を把握することを考えております。今後、いろんな方法として市の広報へも掲載をして市内全域で市民の方々からそういう情報をいただき、寄附金のお願いをする先をリストアップしていきたいと思っております。

さらに、市報がというお尋ねですが、お礼の品に併せてもちろん市の広報とか、市内の情報もお送りしたいと考えております。申込書の中にもいろんな資料を希望するか、されないかという項目も設けているところですが、最大限そういうふうな形でふるさと納税の制度に取り組むように考えております、との答弁がありました。

次に、委員より、受け入れた寄附金をどう管理するのか。第4条に基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければな

らないとあるが、この時点にそのような有利な方法があるのか。この基金の積み立て管理、処分、その他基金の運用に当たっては寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないとあるが、実際に管理運用しているのに、条例から見れば若干不十分さがあるのではないかと思うのだが、との質疑に対し、執行部より、最も確実かつ有利方法で保管ということですが、そういった方法があればということですので、一番いい方法で行ったらと思います。

この制度ですが、要は税法改正により、都市部の人口の多いところから中山間部の市町村へ少しでもお金を持っていこうというのが目的だろうと思います。しかし、この制度はどこの市町村もすべてやるわけですし、ある意味競争でございます。競争の中でしかも特徴を出さなくてはならないということで、どこの市町村も苦労があるところでございます。美祢市は決してこの取り組みについても早くはございませんし、できるだけ早い時期に立ち上げたいというのが本音でございます。寄附金の使い道についても集まる金額によりましては御相談しながら、美祢市のために使っていくと考えております、との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、本委員会所管事項について説明がありました。まず、歳出において、総務費・総務管理費で、旧秋芳町の時より係争中でありました準用河川の工事による家屋損傷にかかる住民から訴訟の提起について、一審では市が勝訴していますが、このたび原告が上告請求したことにより、既定の弁護士委託料に不足を生じたため、55万円増額補正しています。また、電算システムの改修経費として90万5,000円、ふるさと納税に対する贈答品代として40万円、ふるさと納税に関するPRのための通信運搬費として22万円、寄附金としていただいたものを基金へ積み立てるということで100万円を、また、豊田前地区のふれあいセンターに併設の公衆トイレ及び周辺の維持管理費用として助成金27万5,000円を計上しております。

次に、総務費・徴税費においてエルタックスシステム及び審査システムの初期導入経費として299万3,000円、情報サービス使用料として6万3,000円、

年金特徴専用端末購入経費として37万8,000円、地方税電子化協議会負担金として5万3,000円を計上しております。

次に、教育費・社会教育費において、平成23年10月に開催されます山口国体の準備経費としまして、実行委員会に対する補助金90万円を追加計上しております。

次に、歳入において今回の補正で必要な2,643万6,000円の財源は、特定財源と地方交付税で充当しました。

また、寄附金としてふるさと納税としての本市への寄附金を一般会計へ計上しています、との説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

本議案について、委員より、電算システム導入委託料に関連して、公的年金にかかる所得にかかる住民税を公的年金から特別徴収する制度そのものに反対する意見に続きまして、委員より、この制度導入で対象となる高齢者や低所得者の負担が現状と比較として高くなったり、困ったりするような状況が出てきますか、との質疑に対し、執行部よりこの制度の対象となる年金受給者は年金収入が148万円以上の方であり、負担については変わりません、との答弁がありました。

続いて委員より、対象となる方は美祢市でどれくらいになるのか、との質疑に対し、執行部より今、現在はその情報をまだ持ち得ておりません。これから経由機関を通じていろいろと情報が流れてくると思います、との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)について御報告申し上げます。

執行部より、今回の補正は一つに介護老人保健施設の送迎車両の更新に当たり、当初予算では車両のリースを計画していたものを資産として購入するよう予算を組みかえるものであります。収益的予算において、経費として計上していた66万1,000円を減額する一方、資本的予算において資産購入費345万9,000円を追加するとともに、その財源として交付が見込まれる県補助金280万7,000円を計上したところであります。

二つ目は美東病院の施設整備事業について資本的予算の市国民健康保険事業特別

会計からの繰入金として262万5,000円を追加計上したところであります。

三つ目は病院事業の建設材料費に充てる財源として、企業債の確保に当たり、予算措置が必要となったため、所要の額を計上するものであります。

この結果、当年度純利益として669万1,000円を見込むところであります、との説明がありました。

本議案については質疑、意見はなく採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定について御報告申し上げます。

執行部より、本来過疎計画は平成17年度から平成21年度までの計画があり、旧一市二町で計画をしております。合併により新美祢市ができましたので、新美祢市としての過疎計画の策定が必要となったものでございます。

内容は、これまでの旧一市二町で計画されていたものをまとめたものでございます。これにより過疎債等の適用が受けられるということでございます、との説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

委員より、出された計画書の作成経緯とその中に挙げられている事業の実行性についての質疑があり、執行部より、この過疎法と言われますのは、昭和45年4月に第一次が施行され、時限立法で10年ごとに改定をされております。現在の法律は平成12年4月に施行され、過疎地域自立促進特別措置法という名前でございます。旧美祢市、美東、秋芳それぞれ過疎法の適用を受けており、平成17年の4月から22年の3月まで後期計画ということで、それぞれ計画を持っておりました。このたび、この計画途中で合併をいたしましたので、新美祢市としての促進計画をつくる必要が生じました。提示した計画は旧一市二町で持っていたものを集約したものでございます。また、この中で挙げられた事業をすべて実施するものではなく、逆にこの計画に挙げておかないと起債等がつかないというものもありますので、該当しそうなあるいは必要なものはすべて挙げており、実際の実施とは異なります。この中に21年度にぜひ実施したいという事業がありまして載っていない場合もあります、それはまた計画の見直しを行いまして、議会の議決をいただければ計画として認められるというものでございます、との答弁がありました。

次に、委員より、このような計画は旧美祢市では事前に議会とローリングをしてきた経緯があります。今回いきなり出てきてたくさんの事業が並べてあるのでびっくりしたが、今、説明があったように挙げてある事業はぜひ、実現に向けて国や県との努力を最大限していただきたい。なお、この中で観光について秋芳洞の開洞100周年記念事業として21年度に3,000万円の予算が計上してありますが、このような大きなイベントをやるのに、もう既に準備委員会か何かできていないと間に合わないのではないかと思います。担当部局は通常やるイベントに追いつかれているような状態だと思うので、ぜひ早めに準備をしていただきたいとの意見がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、本議案について慎重審査、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについて御報告申し上げます。

執行部より、これは平成19年度より2カ年計画で美祢市有線テレビ高度情報化整備工事に着手していますが、自主放送設備のデジタル化及び伝送路設備追加によりまして、当初請負金額11億3,925万円を2億1,240万4,500円増額いたしまして、13億5,165万4,500円とする変更が生じました、との説明がありました。

本議案については、現在MYTが使用している機器がデジタル化に伴って使用できなくなるということが理由の一つに挙げられたことについて、当初の契約と違うのではないかと、というやりとりがありました。最終的に執行部より、これは当初全体事業として13億5,800万円程度予算化をしておりました。その目的は光ファイバーを使ってネット環境をよくすることと、テレビ放送のデジタル化に対応するためであります。当然、MYTの自主放送もデジタル化で流さないといけないと受けられるテレビの方が受けられません。当初計画では従前の自主放送機器を使ってアナログで取ったものを信号的にデジタルに変換をして流すという方法もありましたので、2億円相当のお金が節約できると考えていました。機械がもったいないからできるかぎり使おうとしたわけです。しかし、その後、日本CATV技術協会からデジタル方式の規格運用規定が示され、統一化が図られたことから、現実問題として自主放送機器もデジタル化をしないとだめだということになりまして、当初議会に御理

解いて、予算化をしたとおりで執行させていただきたいというのが、今回の上程案でございます、との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案15件についての報告を終わります。

続きまして、その他の主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、合併をして新市になって、新しい職員の体制がとられております。人事というのはトップの権限であるが、特に職員の昇給、昇任が適切でなければ新しい市にふさわしい職務を遂行することができないと思います。そういった点で、美祿市のそれぞれの現場における昇給や昇任の制度がどうなっているのか、との質疑に対し、執行部より、一般職員の昇給、昇任等については市長部局では市長が任命します。それから、議会事務局、選挙管理委員会の事務局、監査委員会、教育委員会等はそれぞれの委員長が任命します。消防については市長の承認を得て消防長が任命するという制度になっております、との答弁がありました。

続いて委員より、制度的に公平、公正さを維持するために適正、適切な制度、例えば昇給、昇任試験制度があるのか、との質疑に対し、執行部より職員の昇任、昇格、昇給等については公平、公正に行わなければならないというのは第一命題でございます。公平、公正さをどう保っていくかということですが、このたび合併いたしまして、新市としても新たな勤務評価をしなければなりません、国の制度改正として平成21年度から新たな人事評価制度の導入が図られようとしています。美祿市としても来年度からの新たな人事評価制度の導入に向けて、現在諸作業を進めておりますが、他市の新たな導入の傾向を見ますと、初年度は管理職を対象として新たな人事評価制度を行い、2年度目からすべての職員を対象に行っていくというのが現在の状況です。美祿市としてもそういう状況に併せて今後公平公正さを保つための人事評価制度を確立していきたいと考えております。

なお、昇給、昇任に伴う試験制度は現在は運用しておりませんが、消防については昇任試験を年1回実施しております。それに合格したものが上級の階級になるということで、今、美祿市消防本部では消防士から消防監まで7階級あり、役職につくには昇任試験に合格しないとつけないということになっております、との答弁がありました。

以降、やりとりがありました。最後に委員より、今後人事考課が適正に行われるように、また、自己研鑽の機会が均等に与えられるようなことがきちんとしてできるように、早く手がけていただきたいという要望があり、終結いたしました。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わります。なお、本委員会は閉会中といえども本委員会所管にかかわる事項について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長。

総務企業委員長（荒山光広君） 申しわけありません。ちょっと読み違えがあったようでございますので訂正をさせていただきます。

議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についての採決の部分ですけども、壇上で本議案について、慎重審査、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決されましたと報告いたしましたけども、賛成多数ではなく、全員異議なくということでございます。訂正させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今教育民生委員長、建設観光委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

この際暫時休憩をいたします。

この間、議員全員協議会を開催いたしたいと思いますので、議員の皆さんは第1、第2会議室の方へお集まり願いますようお願いいたします。

なお、開会につきましては、午後1時からとしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

午後0時10分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後1時02分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、只今より産業振興特別委員会の報告を行います。

お手元に産業振興特別委員会での市長への申し入れの資料が配付をされていると思います。

それでは、市議会会議規則第39条に基づき報告をいたします。

この産業振興特別委員会は、これまで3度の委員会が開催されています。7月29日並びに8月とこの9月の議会で、この3回の委員会の流れを取りまとめて御報告とさせていただきたいと思います。

まず、委員会では産業振興ということで非常に幅が広いと、ある面広過ぎるのではないかという議論から入りました。

しかしながら、産業の振興は新しい美祢市のまちづくりにとっては、とりわけ第一次産業、基幹産業である農業の問題、さらには工業、観光資源をもとにしたサービス業、これらの幅広く一市二町の合併の経緯を踏まえながらも、現状がどうなっているのか、これをより広く正確に把握していく、こうした勉強を通じて議論を深めていくことが必要なのではないかということが出発になり、議論の経過の中でお手元に配付している内容を議長を通じて 秋山議長を通じて市長に要望として、各課をまたって、またそれぞれの秋芳、美東の支所も含めて、情報や資料の調査の研究のために御協力を願いたいということで、あえて活字にして申し入れを行いました。

そうした申し入れの中で主たる所管は、総合政策部を中心に、これまでの今の美祢市の産業の状況について報告を受けてまいりました。あえてその報告の内容を詳しくということはこの場では触れませんが、とりわけ基幹産業となっている農業の現状、さらにはこれまでの企業誘致、と同時に観光事業のそれから働く人たちです

ね、働く人たち。雇用の問題ですね。これの現状なりこれまでのデータに基づいて推移が報告されてきました。特に、新しい事業を取り組んでいくためには、農業の現状を見ると、国も含めて非常に後継者育成など、とりわけゴボウ、梨、当然米づくり、それからメロン、栗、それぞれの地域の中で、特性として生かされている農産物も含めて、新たに後継者を育成することと同時に、販売ルートの確保など、テーマはさまざまであるが、しかしながら、同時にそれを加工して商品にする、こういった面が弱いというなどの意見なども出されながら、と同時に、大きなまちづくりを事業としてやっていくためには、当然企業誘致などが必要となってくると。そのためには現在の企業誘致条例を見直すこと、必要であれば産業振興条例を検討する、こうした意見も出されました。とりわけ旧美東町の十文字原の開発は早急に取り組んでいくことが必要だという委員の共通した認識もありました。

しかしながら、これを単独の、美祢市単独の事業として進めていくのは非常に困難だという現状の中で、国や県の力が必要だということに至っています。

今後、事業の進め方としては、過疎事業や新市の総合計画の中に折り込んでいくという見通しを、将来の見通しを持っていくことが必要なのではないかということで、さきの委員会では村田市長に出席をいただいて、その他での報告をいただきました。

委員会は、当面この大きなテーマを、産業振興ということで大きなテーマを二つの小委員会を設置して調査、研究を進めるということになっています。

一つの委員会では、テーマは人材育成と確保、新たな技術の研究と開発というテーマで第1の委員会、第2の委員会は、産業の基盤の強化、サービス産業、流通機能の充実強化と、この二つの委員会で今後一層の調査研究を進めていく。名称については後日検討して定めるということで委員会を終了をしています。

また、当委員会は、休会中でも調査、研究を行う旨の議長に申し入れています。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。（発言する者あり）田邊議員。（「マイク」と呼ぶ者あり）

田邊議員。マイクの方。

14番(田邊諄祐君) 農業ってはっきり言われましたけど、農林業というふうに、あのおとき林業の話も出たと思いますので、そのように含めていただきたいと思います。ですが、いかがでございますか。

議長(秋山哲朗君) 南口委員長。

産業振興対策特別委員長(南口彰夫君) お答えします。

委員の御発言の中に農林業という言葉が使われたのは事実だと思います。しかしながら、私は、委員会のそれぞれの発言の方の言葉を取りまとめてはいません。思いを取りまとめています。ですからあえて、その発言の中で出てきたのは具体的な農業の一つ一つの現状はきちんと、特に梨の問題や、そうした作業にかかわる後継者の問題。それからその農業を取り巻く国や県の助成の問題。そうした点を強く強調されたのであえて農業と。それで林業を外したわけじゃないです。

ただし、林業についての具体的にそのどうこうの問題があるとか、解決しなければならぬ重要な課題があるということの発言はほとんどなかったと、議事録を見直してもそう受けとめられたので、あえて農業の点を強調させていただきました。

以上です。

14番(田邊諄祐君) わかりました。

議長(秋山哲朗君) よろしいですか。

14番(田邊諄祐君) はい。

議長(秋山哲朗君) そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

観光振興対策特別委員長(安富法明君) それでは、観光振興対策特別委員会の報告を申し上げます。

今日まで観光振興対策特別委員会3回ほど開催をいたしております。

最初に8月でしたでしょうか、現地を視察をしております。市内の主要観光拠点の視察ということで、化石館、民俗資料館、道の駅「おふく」、養鱒場、広谷の方に参りまして観光センター、広谷商店街、秋吉台家族旅行村、科学博物館、長登銅

山等を視察をして、当日はこれで終わっております。

第2回を9月の12日に机上での審査を行っております。これに関しましては、第1回の現地視察の感想、意見等、それから観光振興計画の策定スケジュール、体制等についての説明を求めています。

また、旧秋芳町で作成をされました秋吉台地域観光長期基本計画についての説明を受けております。また委員会の今後の進め方等についてを議題といたしております。

第1回の現地視察の意見等につきましては、いまだ個々の意見について議論を深めておりませんので本席では報告をするのは省略をいたしますが、特別委員会の報告といたしまして議長の方には提出をいたしております。

観光振興計画の策定スケジュールでございますが、山縣部長の方から総合計画との整合性が必要であり、8月にコンサルが決定して、現在総合計画の策定作業が進行中であり、その中で観光振興計画についても示されてくるのでその時点から進めていきたい。

また、林副市長の方から、市長は政策的に大きな柱を持っておられるが、今協議中で枝葉の部分まで発表する段階ではないことを理解していただきたい。また、今回三つの特別委員会が設置をされており、他の特別委員会と重複する部分の整合性も図らなければならない。執行部としては、議会の意見を拝聴しながらこの計画を立てていくようになると思う。こういうふうな答弁をされております。

いろいろハード、ソフトあるいは緊急を要するもの、長期的に議論をすべきもの等課題が幾つかあろうかというふうに思うわけですが、これら執行部の意見を踏まえながら、今から委員会を重ねながら個別掘り下げていくと。その結果として提案なり提言がされると、こういうふうに考えております。

それから、旧秋芳町作成の観光長期基本計画についても概要版で説明を受けました。ただ、提出をされ見たばかりでありますのでよくわからないというのもあるんですが、審議を議論を進めていく上の中での基礎資料といえますか、そういうことで今から活用がされていくのではないかというふうに思っております。

それから、今後の進め方等でございますけれども、残りの施設を視察をしながら、特に秋吉台・秋芳洞地域が主になるかということで、テーマを絞りながら議論を深めていこうということに一応いたしております。で、残りの、第3回で残りの施

設の大正洞、秋吉台、エコ・ミュージアム、秋芳洞、秋吉台 景清洞、秋吉台、リフレッシュパーク。で、民間でありますけれども、秋吉台自然動物公園サファリランドの視察をしております。さらに、化石採集場についても現地を視察をしております。

現況では3回委員会を開いておりますけれども、いまだ要望、提言等の取りまとめには至っておりません。今後様子を見ながら視察、拠点施設視察の意見等を深めていき、議長通じて提言の取りまとめができたというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告をいたします。

二つの特別委員会の委員長さんが、大変ベテランの委員長さんで、すごくよくまとめられておりますので、時間が少し余ったということで私に時間をいただいたようなので（笑声）ちょっと長くなるかもわかりませんが御容赦願いたいと思います。

この委員会は、7月18日、8月28日、9月16日と3回開催しております。

まず初めに、7月18日に開催いたしました委員会の報告をいたします。

まず、情報関係の現状と問題点を執行部より説明を受け、その説明によりますと、旧美祢市は有線テレビ、MYT、旧美東町は山口ケーブルビジョン、旧秋芳町は有線放送とそれぞれ異なった形態をとっております。将来におきましては、情報技術の恩恵が市民の皆様に行き渡り、快適で便利な暮らしが享受できるようにこれを一元化し、地域内の情報格差の解消を図る必要があると思っております。

調査の研究、手順といたしまして、1番目に、旧一市二町の現状を認識しておくこと、それから2番目に、どのような課題とか問題があるかということ。それで、

3番目といたしまして、これに対してどのような方針、解決もしくは方式、方法等で決定していくかということの現状認識をまずお話しいたします。

初めに、秋芳町の現状といたしましては、有線電話が整備されております。平成3年10月に町内の農協の合併によりまして、秋芳町農協が従来からの有線放送を継承したと。それから、平成7年に広域農協合併により山口美祢農協が継承したことで、平成13年に秋芳町の地域情報通信システムが開局したということで、インターネットのアナログの運用開始、また平成16年にはインターネットのADSLの回線の運用が始まりまして現在に至っておるということでございます。映像系についてはまだ整備されておられません。

次に、美東町 美東地域ですが、美東地域の住民情報伝達システムの経緯でございますけれども、昭和43年に農集の電話施設が完成ということになっております。それから、農協の有線放送施設により伝達と、昭和60年に防災行政無線システムが完成、「防災みとうちょう」そしてコミュニティー無線併用で運用されてきました。

平成11年度に防災行政無線システムの更新時期となりまして、新しいシステムの導入を検討しまして、次世代ケーブルテレビ施設整備事業ということで、地域公共ネットワークの整備推進ということで平成11年度に事業を採択しました。これは映像系でございます、都市型の有線テレビということになると思います。事業主体が山口ケーブルビジョンということで、こちらの方は都市型の方なので、国の管轄でいいますと総務省の管轄に属することになります。事業費が3億5,400万、補助率として事業主が8分の4、国が8分の2、県が8分の1、町が8分の1の負担でこの施設を整備してきたということになっております。

それから、平成12年度には行政放送の施設事業、平成13年4月には運用開始ということになっております。

次に、美祢地区でございますが、御存じのように美祢市有線テレビはMYTというふうに称しまして、農村多元情報システムであります。先ほど美東町が総務省の管轄と言いましたが、こちらの方は農林水産省の管轄となります。

事業の概要ですが、事業主体が美祢市、運営主体が山口美祢農協協同組合、指定管理者で運営しております。加入戸数6,203世帯、これは19年9月30日現在の数字でございます。

加入対象の世帯数が7,269世帯で加入率が85.33%というふうになっております。

このシステムについては特に農業気象情報の提供ということで、市内6カ所にロボットがあるということでこれが大きな特徴の一つであろうかと思えます。CATVのサービス機能といたしまして、自主放送1チャンネル、農業情報です。3チャンネル、コミュニティー番組、いわゆる地域情報自主番組、それにテレビの再送信を行っております。ごらんのように1チャンネルから21チャンネルまでであるということでございます。こういったことで、いわゆる電波の届きにくいところとか、そういったところについても現在は非常に高画質な番組が見れるというふうな状況でございます。

次に、有線テレビの高度整備計画ですが、現在、地上デジタル化方式に対応すべく整備工事を進めておるわけですが、美祢市有線テレビの今後について御説明させていただきたいと思えます。

行政としてはCATVの価値と必要性ですけれども、現在地域内における情報流通の活性化という自治体に課された大きな使命があります。全国各地で行政主体の放送局というのが普及しております。しかしながら、行政として整備した内容から、またデジタル放送やインターネットの高速通信の対応という課題が、いろいろ課題がありまして、特に美祢市の有線放送につきましては、施設的にそういった対応ができていない、ということで対応していかなければいけない大きな命題があります。従来の価値については自主放送制作、告知放送による行政などから住民の方への情報網の整備、気象情報等、あと難視聴の解消です。これからはインターネットや電子自治体に代表される通信網の整備、もう一つは2011年7月に放送終了が予定されております地上波デジタル放送への対応です。

まず、現状の設備をもう一度おさらいということで、開局は平成7年4月1日でございます。こちらの施設は県内最初の行政型CATVとして整備いたしております。システムの周波数は0メガヘルツから300メガヘルツです。告知放送システムといたしまして、先ほど申しましたとおり、公共施設に発信機を設置しております。気象情報の設備は6カ所設置しております。地上デジタル放送の対応と高速インターネットの対応、こちらがどうしてもやらなくてはいけないということで、現在工事を進めておるところです。

次に、今後の課題について御説明いたしたいと思います。

旧一市二町それぞれ方式が違っておりますが、これをどうにかして一元化しなくてはならないというのが今後の課題でございます。具体的にはM Y T高度情報化による事業実施に向けた体制づくりとしまして、放送事業の指定管理者の選定でございます。現在、美祢市の農協へ指定管理を行いお願いしておりますが、この契約期間が3年でございます。この3年の契約期間が本年度で切れる予定でございます。これに伴い新たな指定が必要となるわけでございます。これをどうするかということが1点、それから通信事業のI R U契約業者選定の検討としておりますが、通信事業いわゆるインターネットをどうするかということです。テレビの方の放送については今申しましたとおり指定管理者で放送事業実施しておりますが、インターネットにつきましては直営という方法もありますが非常にコストがかかるし専門的な技術が必要となりますので、美祢市でこのたび工事をしました線を民間業者に貸し付けインターネットの事業をやっていただくということが一番適切かと思っております。その貸し付ける業者をどこにするか、どこに任せて円滑な運営をしていただくかということが今後の課題の一つになるかと思っております。

それから、地上デジタル放送再送信の対応でございます。美祢市の近くに放送局から飛んできている電波をキャッチをしそれらを各家庭へ送る、これを再送信というわけでございますが、この再送信をするには放送事業者つまりテレビ局の同意が必要となります。各家庭で電波を受けてテレビを見るのは同意は必要ありませんが、それを受けて多くの家庭に再送信をするということになりますと、それぞれのテレビ局の同意が必要となるわけです。現在はアナログ波については同意をいただいておりますが、デジタル波の再送信についてはまだ同意がもらえておりません。その手続を必要とするわけです。県内波は、NHK、K R Y、T Y S、Y A Bが主な放送局でございますが、それだけでは視聴者の方も物足りないということで、県外、ここでいいましたら九州波の方も電波をキャッチして、九州の放送も見たいという要望が市民の皆さんにあるかと思っております。ここは特にすべての民放でございますので、営業にかかわるということで現在調整が行われているところでございますが、簡単に言えば県外の電波を市民の方がどんどん見られると、どうしてもコマーシャル等が県外のコマーシャルが中心となりますので、県内のテレビ局のスポンサー等に影響があるということもありましてなかなかその辺の対応が難しいといいますが、

もう少し言いますと、県外をしようとすると県内の放送局からブレーキがかかる可能性があるということで、これも美祢市だけの固有の問題じゃありませんで山口県全体、もっと広く言えば日本全体の問題と今なってきているところです。

それから、秋芳地域の高度情報化への対応でございますが、秋芳地域では現在では15の共聴施設です。集落単位ぐらいでこのような共聴施設を持っております。この共聴施設によってテレビを受信されている家庭が約80%というふうに聞いております。そうしますと相当の高い率で共聴施設によるテレビの試聴をされておるわけでございますが、実はこの施設はアナログ放送施設であります。2011年から始まる地上デジタル放送には対応できていないということです。ですから、簡単に言えばこのまま置いておきますと秋芳町の80%の世帯はテレビが見れなくなる状況になってくると。これらの対応をどうするかということですが、高度情報化に対応した通信網の整備でございます。現在、有線放送の方でインターネットをやっておりますので、それを続ければ特に問題はないかと思いますが、これが美祢市全体で一元化するということになればどのような形にしていくか、そのような課題があるかと思えます。

それから、情報の地域内格差の是正、新市全体におけるMYTの自主放送の提供でございます。現在、旧美祢市エリアでは、MYTから文字放送をやっております。議会中継もやっておりますが、これがやはり秋芳エリア、美東エリアへも広げていく必要があるのではないかとございまして。この格差をどうしても是正していくかという問題です。

その他のデジタル放送の提供ということで、今は地上波デジタルの話をしていただきましたが、衛星を使っているいろいろな情報が今受けられるということになっております。山口ケーブル、これは美東町に入っているケーブルですが、こういった民間の場合は100とか200チャンネルをそれらを受けて情報を放送しているようです。要するにテレビを見られる方々のテレビに対するニーズが非常に高まっているといえますか、スポーツならスポーツを見たい方、あるいは音楽を聞きたければ音楽を聞きたい方、非常にニーズは違います。それらに対応するためにもどうしてもこのような多チャンネル放送もこれから考えていかななくてはならないと考えております。

また、多様なアプリケーションの提供というふうにしてありますが、このCATVを使ったいろいろなテレビやインターネット以外にもいろいろ活用が研究されて

いるところです。これは技術革新非常に激しいところでございますが、これからまだいろいろな活用の方法が検討されると思います。

今現在でも、例えば在宅において健康管理をしていく、またお医者さんとケーブルを使って直接健康の診断ができる、あるいは病院や各施設を予約する。今のようによくから病院に来て時間を待って受診をしなくても予約をしていけるだとか、これからまたこの委員会でも議論をしていただきますが、ミニバスの運行等も検討されると思いますが、例えばそれらの予約を行うとか、それ以外にもたくさんありますが、いろいろな住民の方のニーズにこたえられるような活用を検討していかなければならないと考えております。との説明があり、委員より、アナログ、デジタルというのが最近テレビで言ってますが、美祢市のCATVに加入しておれば別に機械、テレビ受信機等を別に買いかえなくても放送局の方で対応していただけるというような単純な考え方でもいいのかをお聞かせ願いたい。それからもう一つ、特に美東町は山口の方のCATVのテレビジョンですが、秋芳町といずれ美祢市と一体の放送ができるようになるのかという問いに、アナログ、デジタルということでテレビそのまま今のテレビを使えるかということですが、それはだめです。今の地デジ対応のテレビでしたらいいのですけれども、従前のアナログ型の分であればそれにそれぞれコンバーターをつけなくてはなりません。ですから、一家に3台も4台もある場合は1台につきつけていかななくてははいけません。それが大体2万円から3万円ぐらい1台にかかるのではないかとこのところではありますが、現在そういった補助も必要ではなからうかと国の方で協議されておるようです。地域間格差の問題は先ほど申しましたように、これが今後の課題の大きい一つだろうと思います。この委員会でもそこらを中心に御協議いただいて、ぜひ格差のない美祢市をやっていただきたいと思います。との回答があり、さらに、委員より、地デジが2011年に完全移行するわけですが、秋芳町の現在のままだとテレビが見れない状況になる。これを解消をどのように予定しているのか、予定があればお聞かせ願いたい。との問いに執行部より、そこが一番問題なんですけれども、美東町は先ほど申しましたが山口ケーブルビジョンが加入して、これは都市型のケーブル。それでMYTは農村型ということで、要は国の省庁が違うということですが、どちらがいいかということなんです、それぞれ補助の率も違いますし微妙に中身が違うわけですが、今の山口県下の流れとすれば農村型はそれぞれ都市型に移行しつつある

といいますか、以前は農村型のケーブル協議会もございましたがそれも会社になりました。長門市は旧長門市内に都市型ケーブルがありまして、油谷、日置に農村型がありましたけれども、それも一体化をされて運用されておられます。そういった形で合併してCATVについても統一を図る動きがあります。その統一はどうしても県内では都市型に移行をされる方が多いような状況にあります。当然旧秋芳町は通信の方は置いといても、映像の方は地デジに切りかわらなければ見えないということで、格差の是正というのが大前提なんです、やはりそれまでに何らかの手法をとらないと実際に見れないわけですので、現状として秋芳町の共同アンテナで組合的なものをつくっておられて、またそれが更新時期にもある。地デジ対応をどのようにしようかということで各自でいろいろな協議をされておるとい話も聞いております。

手法として、今の美祢のMYTを延長するのか、美東方式を導入するのかということもどちらかということになるんですが、やはり最終的には経費の問題が出てくるわけですが、その辺の結論を地デジ放送が始まるまでに実際に見れるような作業をする必要があるかと思えます。との答弁があり、その他質疑、意見は省略させていただきますが、最後に、今一番急がないといけないのが秋芳地域の問題と、それに絡めてインターネットのプロバイダーの選定の問題。この二つを特に急いで行わない対応が間に合わないというふうに感じております。できれば9月議会までにこの委員会としても何らかの方向性を出していきたい。もう一度8月にこの委員会を開かさせていただきます。そのときに経費の問題の比較、こういった形で農水省と総務省の補助率の問題、どちらがいいかという対比の資料を提出いただきたい。それで検討させていただければというふうに委員と確認をとり、情報の方の会議は終了しました。

次に、交通についてを審議いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

まず、執行部より説明を受けました。説明によりますと、交通の問題に関しては市民の関心が非常に高いわけでございます。また、市長の選挙の公約の一つに、全市民的にミニバスを走らすというふうに言っておるわけでございます。新しい美祢市には72系統の路線があり、それに対し補助金が9,781万5,000円、1億円近い補助金を出しておるといのが現状です。

新しい新市のこの足となる公共交通機関を再構築するためにはどうしたらよいのかということで、実は国の方に法律がありまして、そのメニューに乗っかるために法定の協議会をつくりなさい。なぜつくるかということ、総合連携計画を交通計画をつくりなさいということなんです。その計画をつくるために今の法定協議会、地域公共交通協議会をつくる、その下に庁内で策定会議をつくる、また議会の方ではこの特別委員会を設置されておるということで、そのためにこのメニューを活用するためコンサルを利用しようではないかということです。だからあくまで国のメニューに乗るために協議会を設置して計画書を立てるところでございます。との説明があり、委員より、協議会において交通弱者、学生、自分の車を運転されない方々に十分配慮された計画をつくっていただきたいとの意見があり、さらに委員より、路線バス補助金額が1億円ぐらいかかっておること。この部分がある程度削ってミニバス運行に切りかえていくという総合的な考え方はあるのかどうか。という問いに執行部より、公共交通がカバーし得ない部分を、そういった小さめの小回りのきくバスで対応していこうということになるんじゃないかなというふうに思います。例えば山間部の自宅から出れない方がバス停までの足を確保するという方法もひとつあるかと思います。費用については、できるだけ安い方がいいわけですから費用はかけずにより便利のいいものにしていきたいというふうに考えております。との回答があり、他の質疑、意見は省略させていただきますが、最後に、公共交通協議会と議会、特別委員会の整合性をとりながら今後協議を進めていくことを確認いたしまして委員会を閉じました。

次に、8月28日に行われました交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の報告をいたします。

初めに、情報関係について報告をいたします。

前回第1回目が7月18日に行われました。それ以降の取り組み状況または進捗状況等について執行部より説明を受けました。

それを受け、委員より、山口県内の整備状況がどのようになって美祢市がどういう位置づけにあるか、美東地区のサービス提供内容がどのようになっているのか、デジタル放送完全移行の年度までに間に合うのか間に合わないのか。との問いに執行部より、他の自治体の状況でございますが、長門市におきましてもメインが都市型、周辺の町は農村型でございました。それを今一本化されて運用されておられる

ようです。詳しい運用方法についてはちょっとわかりませんが、一緒にやっておられるのは間違いありません。それから、萩市においても、メインがやはり都市型の民間ケーブルで周囲が農村型でございます。これも一体的な運用をしておられます。ただ、生まれが違う都市型と農村型を一本化する上においてはいろいろと苦労があったように聞いております。技術的な面、それから補助を受けて経緯等がありますが、そのところが苦労したという話は聞いておりますが具体的な話は聞いておりません。山口県が所有しておりますY S N、県が幹線を引いておりますが、その線を利用しながら直接なことで、今の補助というのが関係があったりということで、そういうものを介しながら一本化されているようです。

それから、総務省の事業に乗れるかどうかということでございますが、実は地上デジタル化、先ほどの話で出ましたが、平成23年7月24日に決まっております。これを機にアナログ放送はもうやらないという方針のようでございます。従いまして、それに間に合わせるいろいろな施策を各自治体とも検討しておられ、特にCATVについてはぜひやりたいということが非常に多いようです。全国的に、先般県の方に参りまして情報収集をしましたが、とにかく希望者が多い。要するに相手は全国というふうな説明でございました。

山口県内の状況でございますが、来年21年度につきましては、どうも既に、正式ではございませんが内々に決まっておるようでございます。それは宇部市の一部だということでございますが、実は宇部市には山口ケーブルが入っておりますけれども、合併の関係で市役所周辺は以前から山口ケーブルが加入しておりましたが、厚南地域といいますか、あのあたりが抜けているようでございます。合併の関係で楠の方を先に整備されたということで、市民から非常に強い要望があって、市長としても何とかやらなければいけないということで、運動をされて内々に決まったということでございます。

ちなみに全国で希望があるということで、補助の選択が中国地方5県で三、四件じゃあなかろうかと。各県1件までではないかもしれませんが、これからのことで、すから多少予算の増加ということもあるかもわかりませんが、調べてみても県で一つぐらいの採択になろうかと思えます。そうした場合は22年度はどうかということでございますが、美祢市としましてもできれば22年度に採択していただきたいと考えております。22年度につきましては、岩国市やお隣の山陽小野田市さんなん

かもその気持ちをお持ちのようです。岩国市も旧市内はCATVはございますが、合併した旧町あたりはまだ未整備のところがあるようですので、そこをぜひやりたいという意向もあるようです。岩国は20年度の第2次募集に応募されまして、たしか今年内定をしているような話を聞きましたが、ただし補助率が満額かどうかというのはわかりません。市長選との絡みもあって保留になっていたようなんですけど決まったようであります。その他山口県もそうですが、中国5県いろいろなところから声が上がろうだという状況でございます。実はできれば早く意思表示をして、県や国へ働きかけをできたらいいなというふうに考えておるところでございます。との回答があり、さらに委員より、現状から見ると大分厳しい、補助対象になるまでの手続上タイムリミットはもう決まっておると、間に合わなかった場合、秋芳地区は今の共同アンテナ関係の改修が間に合わない場合は、テレビは見られない。そういった事態になったとき行政として何らかのお考えがあるのか。との問いに執行部より、秋芳町地域には共聴施設が15あるというふうに聞いております。そのうちNHK共聴というものが5施設あるそうです。先般、NHKの方に問い合わせしてみましたら、NHKが中心となって整備をされて、それにまた民放を、県内全部かどうかわかりませんが、幾らか加入されながら地元と共同経営されているということで、NHKについては市がもし態度をはっきりしない場合は、責任上22年度に間に合うように施設整備はいたしますという回答でございました。ですから、市の様子待ちと、その他の地域につきましては、実は地元でもどうするかという議論をされておるところもあるように聞いております。1施設については既に整備が済んでおるということも聞いておるわけでございますが、市といたしましては公式に方針が出るまで待ってくださいというわけにも今の段階ではいけませんので、非常に微妙な時期といえますか、状況になっております。との回答があります。

その他質疑、意見は省略させていただきますが、最後に、9月の特別委員会で事業主体の選定をして、早目に秋芳地域の問題がございますので国に対して補助申請の手を挙げていただければというふうに思っております。9月の特別委員会ではプロバイダーと放送系をどうするか、一体化にするかどうかということを決めて、この特別委員会での結論をお示ししたいというふうに思っておりますのでと締めくくり、次に交通関係の審議に入りました。

8月12日に発足されました美祢市地域公共交通協議会の状況と取り組みについ

て、執行部より説明を求めました。

執行部より、美祢市地域公共交通協議会が去る8月12日に美祢市民会館で開催したわけですが、当協議会には美祢市議会から原田議員、西岡議員、山中議員、馬屋原議員の4名の方が委員として出席されております。決定事項でございますが、規約等が承認されております。この規約の中で会長は美祢市長、副会長につきましては、大学の交通関係を研究されている学識経験者をお願いしたということでございます。幹事でございますが、幹事には商工会の大野事務局長、それから1名は中学校の校長会の内山会長さんをお願いする。それから、協議会の中に幹事会というのが設置されたわけですが、この会議を再々開くのは大変負担が大きいということで、実際にいろいろと審議していただく協議会にかける前段でいろいろとたたいていただくということで、いろいろな専門家に入っていただくので10名のメンバーで構成されました。幹事会の選出は、市民の公募の方が3名、それから学識経験者として、恐らく山口大学か県立大学の先生になろうかと思っておりますけれども、その先生をお願いに行こうと思っております。また、美祢市の社会福祉協議会の高橋局長、商工会から大野局長、バス事業者からは防長交通の運輸部長の佐々木さんと船木鉄道の田中常務をお願いしております。タクシー事業者につきましては、秋芳タクシーの酒井取締役をお願いしております。都合10名で幹事会を運営していこうというのが決定しております。

それから、美祢地域公共交通総合連携計画策定方針(案)の中で、委員さんの中から、この必要性和趣旨の中に観光の項目がはっきりとうたっていないのではなからうということと、また、議長 これは市長の方ですが、市長の方から高齢者への対応についてということに記述が 高齢者対応についてということの記述について、はっきりともう少し書いてくれということがございましたので、これはまだ協議会に諮っておりませんが、こういった文言を追加してはどうかということでお示ししております。

それから、予算等につきましても承認されております。コンサルタントについてですが、これはプロポーザル形式で今から選定していくという考えであります。9月上旬ぐらいにコンサルタントの選定に入ってまいりたいと思います。市の負担金としては250万円が計上されておまして、国の補助金等は決まっておりません。今の最新の情報では、9月1日から12日の間に認定といえますか応募してく

ださいということが通知が来ております。それに向かって今準備をしております。

1,000万という補助金の歳入、これは国庫補助金になりますが、これについてはまだ額は確定されていません。かなり手を挙げるところが多いということで、なるべく多くいただきたいということで、今国交省の方にも要望はしております。との説明がありました。

説明を受け、委員より、小中学校を含めてバス通学者がどの程度美祢市内におられるのかということ把握されておりますか。との問いに執行部より、小学校につきましては4校、大嶺小、城原小、厚保小、嘉万小の子供たちがバス通をしております。大嶺小が3人、城原が9人、厚保が6人、嘉万が17名で35人が小学校はバス通学をしております。伊佐小の子は、上野方面が9名、河原方面が11名、そして別府小の子が2人ほどおります。大田小が10名、そして重安小に2名、32名がスクールバス等で通っております。そして、中学校につきましては大嶺中が17名おります。於福が4名、そして美東町が95名、秋芳北が1名、秋芳南が6名ということで123名の生徒がバス通で行っておるという状況です。

その補助は厚保小学校の子供が6名　そして、補助は厚保小学校の子供が6名、城原小学校が9名、大嶺小学校が3名、嘉万小学校が17名、別府小学校が2名おります。中学校が秋芳北中学校が1名、秋芳南中学校が6名、大嶺中学校が17名、於福中学校が4名、美東中学校が95名の子供たちが補助の関係の児童・生徒でございます。との説明がありました。

委員より、その他漏れてる人は補助の対象になってなくてバスで通学しているということでしょうか。という問いに、もう一度詳しく調査して、次回委員会に報告します。との回答がありました。

また、委員より、確かにバス路線というのは赤字でも通さないといけないというのはわかるのだけれども、幹線はバス路線は通るけど、バス路線が通らない田舎道も多いわけで、あんもないと号も通れない。町中の人がおるところも通れない。どうしても国道316を通ったり、北分なんか特に町なかは通れない。ある場所に集約というかJRの駅とかあるいはバス停とかに集めて、それからあんもないと号が通るようにすればいいんじゃないか、そういったバス路線が通ることは1日2本でも3本でもあればいいんだけど、ないところ通れないところ、そういうところを併せて我々としては考えていきたい。やはりバス路線が少なくてもやめられないという

ように、やっぱりバスが通れないところもある程度は考えてもらえないか。要するにワゴン車みたいなものでまとめるとか、時間を決めて、そういうことができれば検討してもらえないかと思いますが、との問いに、そのあたりは今の公共交通協議会で十分に取り上げ、どういうふうにやれば一番効率的なのか今から研究課題だと思しますので、アイデアがあればどんどん出していただきたい、検討していきたいと思えます。との回答があり、さらに、委員より、先ほどバス路線に関することが教育委員会の関係で、どういう市内の状況がどのような子供たちにサービスされているかということと、それ以外に住民の皆さんが、例えばタクシー券なり無料券なり、どういう事業が展開されているのかということを経営的に整備され、今後の委員会に提出していただきたいという意見がありました。

その他質疑、意見は省略させていただきますが、これにて8月12日開催されました交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の報告を終わります。

続きまして、9月16日開催されました特別委員会の報告をいたします。

初めに、執行部より、県内各地のCATVの状況の説明を受けました。その説明を受け、委員より、美東地域が入られている業者に任せれば実績も共有できるということで、期限までに間に合わせることもできるのではないかと。そういった方向でことを進めてもらいたいという意見がありました。

また、国の方の動き、現在こういった状況で補助体制とか動きがあるかということ、どの程度急いでいるのかがわかれば説明していただきたい。との質問があり、執行部より、総務省の補助金の状況でございますが、先般のこの委員会でも多少御説明しましたが、非常に地デジが近づいていることで全国的に補助に乗りたいという団体が多いようです。その中で山口県を管轄しております中国総合通信局ですが、ここで補助金等の調整をするわけでございますが、先般情報収集もありますので広島の方へ行って参りました。それでいろいろとお話しを聞いたわけでございますが、実は今国の方も景気対策ということで景気対策の補正予算を組もうという予定になっておるようです。

しかし、今は流動的でございますが、特にCATVについては何件か補正をしようということで、ひょっとするとこの20年度に1件ぐらいの補正予算が成立すればの話が出ています。もしそうなった場合、実は21年度にも山口県では宇部市が手を挙げておられまして、もう準備は進められておりますので、ほとんど書類的に

も整っているという状況です。恐らく国としても21年度に予定しておりました宇部市を20年度に前倒しするというような検討をされておるようです。もし宇部市さんが20年度ということになれば、当然今予定しております21年度の予算があきますので、できれば美祢市がぜひ手を挙げて、1年早い実施ができるようお願いしたらどうかというふうに考えております。今まで22年度やむなしということで御説明しましたけれども、遅くなればなるほどライバルも多いわけですので、山口県もほかの市町からぼちぼち声が上がっておるようです。できればそのような形で動きをしたらどうかというふうに考えておるところでございます。との説明がありました。

さらに、委員より、美東町、秋芳町へのMYTの自主放送はどのようになるのか。との問いに、秋芳町をどうするかということが決まっていますが、例えば秋芳町の整備が美東町と別のところになると、美東、秋芳、美祢とばらばらになってきますので、一元化というのが遠のくのではないかと思います。先ほど説明しましたように、秋芳町が美東町と同じになれば一体化は可能だろうと思います。技術的にも今の時代ですからもちろん可能でございますが、あとはいろいろクリアしなければいけない問題がいろいろあります。まず、旧美祢郡が一つになればその辺はできるというふうに聞いております。その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本特別委員会として、秋芳地区の地デジ対策を早急に取り組んでいかなければならないということ、さらに、新市の一体的な放送システムを構築するためにも、現在美東地区において実施しているサービスを取り入れていく方がよりスムーズにしかも費用的にもメリットのある方法ではないかということ判断し、特別委員会の報告といたします。

続いて、交通の方の報告をいたします。

前回の資料提出を求めました生徒・児童通学補助、また福祉タクシー券について執行部より説明を求めました。執行部によりますと、前回市内の通学補助、それから福祉タクシー券も含めて、美祢市の交通の状況がどうなっているかというふうなことを示していただきたいということでしたので、あらかじめはございますが取りまとめてみました。公共交通機関、バス路線の補助金、これが9,775万円、とそれから学校への通学にかかわる助成ということでございますが、この金額は1,425万3,522円、それから福祉タクシー券の助成、これは旧美祢市、旧美東、

秋芳町がございまして、これが645万6,290円、スクールバス、福祉送迎バス、病院の送迎バスということがございましてけれども、金額的に把握することが難しかったので今後は、それについては今後研究してみたいと思っております。実際にお金は1億1,845万円程度の公共交通に使われているというふうな状況でございます。

前回の会議から状況が変わった点だけ御報告申し上げます。いわゆる公共交通の計画をつくるに当たって、コンサルタントでございまして5社指名しておったのですが5社とも応募がございまして、この9月18日に庁内の選考委員会で業者のプレゼンテーションを実施するという事になっております。結果については、公共交通の協議会の幹事会というのがございまして。それに9月29日に諮りまして、最終的に業者を決定していただくというふうな手順でございまして。

それから、国がこの公共交通協議会の補助金第3次の募集がありましたのでこれに応募いたしました。補助金の申請は1,000万円というふうなことで応募しておりますが、このあたりは幾ら補助金がつくかということはまだ未定でございまして。との説明があり、委員より、福祉タクシー券は、このたび新しい美祢市になって、20年度から1件当たり500円と金額に関しても統一されたことはいいことだろうと思うんですが、交付枚数を見ても旧秋芳町、美東町は少ない。美祢市は2万枚近く出ています。送迎バスでも美東病院は無料とか美祢市立病院は無料ではないとか、多少我々が見ても差別があるような気がするんですが、これ今後統一するという考えはあるわけですか。との問いに執行部より、このたび公共交通の計画でその辺も全部見直していきたいと考えております。福祉タクシー券とかについては、合併のときの協議会で、各部会でいろいろ練ってから新しい実施要領が決まったというふうな伺っております。

さらに、委員より、美東病院の料金のことも出ましたが、美祢市民と旧秋芳、美東の美東病院を利用する者との格差が多少あるかもわかりませんが、昔のそうした歴史も十分に踏まえて、これからバス路線の維持についてはぜひ執行部も理解していただきたいとの意見があり、さらに委員より、旧美祢市においてもあんもないと号が走っていないところが不公平感を感じているがどのようにお考えか。との問いに執行部より、確かにいろいろバス路線については不公平感といいますか、そういったものはあるやに聞いております。あんもないと号についても、なぜあちらには

あんもないと号が走ってこちらには走らないとか、それなりの理由がありますが、これからそれらのことについて十分協議していきたいというふうに考えております。との回答がありました。

その他質疑、意見は省略させていただきますが、今後、美祢市公共交通協議会の進捗状況、決定事項等の情報を速やかに議会へも上げていただきたい旨お願いし会議を閉じました。

これにて交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕
議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。

2 1 番（南口彰夫君） 只今の委員長報告で3日間にわたる委員会での審議の内容につきましては非常によく詳しくわかりました。委員長、御苦労でございます。

ところが、詳しくわかればわかるほど大きな疑問がわいてきたので御質問をしたいと思います。

とりわけ情報関係で、美祢市も含め将来秋芳町、美東町のその情報の一元化、情報サービスの提供を公平にという事業に取り組むのに、恐らく数十億の予算が使われるという点で理解をしました。

しかしながら、大きな事業をやるならば、とりわけ地元の経済にどのような波及効果があらわれるのかが、やっぱり私たちの立場からすれば大きな関心としてわいてくるのではないかと思います。

皆さん既に御承知であろうと思うんですが、例えば宇部市では15階建てでも大きなビルがあります。宇部市でも15階建てということになりゃあ非常に大きく目立つんですね。で、その一角が地元の大企業が占めているわけです。で、その大企業がその中にコンピューター、大きなコンピューターを抱えています。その大きなコンピューターの管理を一部美祢の業者も含めて、美祢市の大嶺高校や美祢工業を卒業した若い人たちが働いてます。で、なぜそこで働くのかといえば、当然高校や大学を卒業してIT関係のノウハウをつけている。

しかしながら、残念なことにそのノウハウを地元で生かす、または地元で創業してそうした事業に関与する機会が全く与えられてません。そうした過去の経過の中で、美祢市は豊田前に法務省より誘致した施設の中に、当時の市長が中の施設の教

育プログラムを請け負っている小学館に働きかけなどしながら、ITやパソコンの
関係の人材や組織を育成したということで協力をいただきながら、地元の中でいか
にして、企業誘致だけに頼るのではなくて、地元の人材や組織を育成をしていくと
いう点で取り組んでまいるということ、取り組まれていることは委員長も御承知の
とおりだと思います。

残念ながら先ほどの委員会での委員長報告の中では、そうした大きな事業が進め
られて、住民に情報の提供のサービスをより強めていくという点はよく理解をされ
たんですが、しかしながら、残念なことに私の聞く範囲では、そうした事業を通じ
て地場産業や地元の人たちのノウハウをどうくみ上げていくのか、こうした視点で
の議論がなかったように感じられました。そういった点でどうなのかをお聞きした
いと思います。

それはなぜかと言えば、今そうしたせつかく地元で育った若い人たちが、一番進
んだ技術とノウハウを身につけておきながら、結果として市外に働きに出て、いず
れその市外で永住しなければならないという状態がずっと続いてきているように思
うんですね。そうした点を含めて、現状よく市民の中での生活を把握された上での
議論が必要なのではないかと思います。そういった点も含めて委員長にお答え願
いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 南口議員の質問ですが、
まず秋芳町の地デジ対策が早急に必要ということで、総務省の事業に乗って事業を
行う。これに莫大な費用がかかると。で、併せてインターネットを通すわけですか
らそれにも費用がかかるとのことだあって、それに地場産業の費用が算入できない
のかということだろうかと思います。まずプロバイダーを契約をしないといけな
い。まずこれが1点だと思います。なかなかそのプロバイダーを契約するに当たっ
てはノウハウが必要になってきますので、今現状で行っているプロバイダーを行っ
ている事業所に任せるのが一番ではなかろうかということが1点、でまた、地場産
業のそういったシステムをつくる会社については、今後作業ちょっと申し上げまし
たが、いろいろなアプリケーションをつくっていく必要があるかと思います。そ
のアプリケーションに対するシステムづくり等にそういった地場産業のシステムエ
ンジニアの方に参入していただければというふうな考えは持っておりますが、今そ

の委員会でここまでの突っ込んだ議論はされておられません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） では、ぜひ委員長にお願いがあります。委員会としても地元にとりわけ美祢市は光ファイバーの事業やりますので、ただ単に町の小さな電気屋さんが屋内配線にかかわるという従来のケーブルテレビの事業の域では済まないんですね。ノウハウも含め。そういうノウハウのより広がりの中で、そういった事業に参入できるという状況なりその説明を、地元のいろんな企業や個人も含めて、関心のある方の意見を聞く機会を議会として、また行政として早急に検討をしていただきたいと思いますが、そういう余地はありますか。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 執行部とよく相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

議長（秋山哲朗君） その他、特別委員長報告に対する質疑はありませんか。岩本議員。

8番（岩本明央君） 秋芳町の関係で委員長にお尋ねします。

今山口ケーブルビジョンは市長も役員さんで入っておられるはずでございますが、今秋芳町では有線でいろいろ放送しておられますが、それはケーブルビジョンの幹線とつないでそのままできるもんかというのを委員会で議論されたか、また質問か何かあったかどうかをお尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） まだそこまでの技術的な話はしていません。というのもまだ山口ケーブルビジョンに決定したということもまだ、執行部の方で決定したということも聞いておりませんので、またそういった方向がいいのではなからうかということの委員会としての報告を出したというだけでございますので、そういった技術的な話はまだ出ておりません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 委員長にお願いをいたしたいというふうに思います。現状を十分よく把握ができてると思います。その中で、私も秋芳町なんですが、秋芳町

がこの地デジ化になるまで、対応が変わるまでに間に合うのか間に合わんのか。で、先ほどの委員長の報告にもありましたように、要するに共聴施設、共同アンテナ施設を組合つくってやっています。むだな投資をせんで済むように。で、委員長のところにとにかく一番情報が早く入り議論がされるわけでしょうから、その辺の配慮を常にしていただきたい。これお願いでございます。よろしく願いいたします。お答えは別に要りません。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長、いいですか。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） はい。特に先ほどから申しましたとおり、秋芳町の対策が一番先決だろうというふうに考えておりますので、そこら辺は執行部ともよく協議しながら、むだな投資をしないように、方向で進めていきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

この際暫時、2時30分まで休憩をしたいと思います。

午後2時17分休憩

.....

午後2時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大中 宏君 登壇〕

議会運営委員長（大中 宏君） それでは、去る9月17日行いました議会運営委員会について御報告をいたします。

9月17日、議長以下11名、全員出席のもとで開催をいたしました。

なお、この回の議会運営委員会における議題は、議員の定数並びに報酬という大変どう言いますか難しい問題であり、また自分自身のことでもありますので、この委員会には活発な意見が発言しにくいということでMYTの参加をお断りいたしております。第1回目でもありましたし、皆さん方の奇譚のない意見をお聞かせいただ

きたいということで、その結果についてはこの席で委員長報告とするという形で変えさせていただきたいということで、先ほど言いましたようにMYTケーブルテレビの方はお断りをさせていただいたようなわけでございます。

なお、この議会運営委員会に議員の定数並びに報酬については、前日じゃないですけど以前に会派会議で、それぞれこの件については議会運営委員会の方に委託するという形になっておりましたので、そのようにさせていただいたような次第です。

なお、協議の内容につきましてはいろいろな意見が出ました。まず合併協議会において、議員の定数は26で多過ぎるんじゃないかと、もう少なくとも24にすべきじゃないかというふうな、もう既に合併協議会のおかげからそういうふうな意見が出ておりますので、そういうもとを中心に協議をいたしました。

なお、議会事務局より、県内の大体類似したような市、町並びに近県の島根県や広島県の方からのそういう資料も提出をしていただきました。特にお隣の長門市が、人口はここよりか1万人多いわけですけど、今回定数を20という形にしております。これも一つの大きなたたき台になりました。

委員の中には、いろいろ意見がたくさんありました。現状のままでいいんじゃないかと、特に現状のままでいいんじゃないかというのは、すなわち民意が反映しにくいんじゃないかということです。民意を反映するには1人でも多い方がいいんじゃないかという意見がありました。また、最低では16人でもいいんじゃないかということもありました。ですが、ほとんどの意見は大体20人から18人というのが大数を占めております。細かいことについてはここではいちいち報告を省かしていただきますけど、やはり財政的な面も考えてバランスのとれた、また市民の皆さんの意見を聞いた上で決めるべきじゃあないかと。また、20人なら20人にすると、18人なら18人にするという確たる根拠を示して、それから議論すべきじゃないかというふうな助言もありました。

いろんな面から協議をいたしまして、議員の定数については、まだ最初でもありますので20か18か、大体その線ぐらいで検討していくような形になると思います。決論的なものは、大体来年の12月議会をめぐりに進んでいきたいというふうな計画を立てておりますし、議長さんからもそのようなお話しをいただいております。

また、報酬につきましても約、議員1人当たりの報酬というのが年間いろんな諸手当を含めまして約500万と、まあ498万幾らになりますけど、そういうふう

な金額になります。仮に6人減らしますと3,000万といういわゆる経費の節減につながってくるわけです。ですから、先ほど言いましたように財政等のバランスも考えていくべきではないかというふうなこともあります。

また、一部の意見としてですけど、いわゆるボランティア的なこともいいんじゃないかと、またあるいは下の表にもありますけど、矢祭町ですか、いわゆる日当制にしたらいんじゃないかという意見もありました。それぞれいろんな立場でいろんな意見が出ました。大変な貴重な意見が出ましたので、それをもとにこれから先も協議を進めていくという形にしております。

先ほど言いましたように、報酬についてもなかなかはっきりは言えませんが、やはり20ぐらいにすれば少し若干金額的に具体的に4万ぐらい上げたらいいんじゃないかという意見もありました。また、現状でいくんなら逆に5%カットというふうな意見もありました。いわゆる17日の委員会は皆さんにとにかく腹の中割って、いろんな意見を出していただくという形で協議を進めてまいりました。これからもいろいろ皆さん方の意見を、また最後に、会派なりあるいは市民の皆さん方のいろいろな意見を聞いて、次回の会議に参加していただきたいということをお願いして終了したような次第です。

以上で委員会報告を終わらせていただきます。

〔議会運営委員長 大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会運営委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第3号平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第4号平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第5号平成19年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 6号議案ね。

議長（秋山哲朗君） はい。議案第6号です。

21番（南口彰夫君） 議案第6号ね。市立病院の決算の認定のときでも意見を述べたんですが、二つの病院を広域的に管理をする体制で病院の経営運営に今後当たるといったことだったんですが、病院を二つも一元管理をして病院を守ることができるという長期計画を立てる必要があると言ったら検討中だと。できればそれを早い時期に、できる限り早い時期に出すようにしていただいて、所管の委員会の総務企業なり、それからできれば議長の方で取り計らっていただいて、病院の、二つの病院の存続というのは、やっぱり全国的にも山口県下で見ても非常に困難な課題なんですね。それに議会の中でも早く見通しが立つんならそれを堂々と市民に理解してもらうことができるんです。で、一番大きな心配事になってますので、今後そうした経理上の見通しを立てることを検討するということがあったんですが、早急に、その出てきた案を重箱の隅を突つような議論はする必要はないんですから、あくまでもその今の段階で検討して出せる資料を出しながら議会と協議しながら、よりよい病院を運営をしていくということの共通した認識を持っていくことが大事ではないかと思っておりますので、意見として御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） この件につきましては、私の方からもお願いをして、執行部の方にお願いをしておきたいと思えます。

そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第11号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほど委員長報告で質問をした疑問点については、委員長の補足発言である程度理解ができました。

ところが、どうしても委員長報告に限らず、今の農林資源活用施設並びに指定管理者制度、この導入で、この竹の事業が当初出されていた事業計画なり、予算書で、当然黒字になることは考えられないと思うんですね。非常にいろんな意味での困難が生まれてくることが予測されるんです。

しかしながら、先ほどの委員長の発言あった、議会、委員会での質問に対して当然見直していくと、事業計画なり、予算を見直してくる。

ところが、見直すといえば、じゃそれで一たん事業とまるのかといえば、そうではなく、事業はどんどんどんどん進めていってるんですね。去年1年間も相当旧美祢市議会では白熱した議論がなされて、しかし、今日市長そのものが交代しまして、それから、合併を通じて、市政の運営が大きく変わってきている中で、見直すなら

見直すなりの案を事業計画なり、予算案を少なくともこの9月議会には執行部は提示すべきではなかったかと思うんです。

まして、それに関連した施設が完成をして、それを条例化する。しかも、第三セクターという会社を指定管理者制度にのせるということであれば、この事業そのものが一体どうなるのかという疑問は当然議会の中からも出てくるはずなんですね。それにこたえるだけは準備当然執行部の側でしなければならないことなんです。

ところが、委員長の報告に問題があったとは私思っていないんですよ。

ただ、たくさんある中ですから抜けていたと、じゃ委員長の報告があったように、本当に一番大事なところの口だけの答弁はあったが、一番大事な具体的な資料が提出されてないから、そういう行き違いになったんだろうと思ってます。

ですから、この内容をしっかり明らかにしながら、事業をどう進めていく、だからこそ指定管理者が必要なんだという点では、残念ながら執行部の側に責任はあるんですが、議会の中では、とりわけ委員会の中では審議不十分だと思います。もっときちんとした審議が必要でなかったかと思います。これは意見ですから、答弁も何もないし、ですから、あえて私は付託、後で同じ性格のもので出てきますけど、竹の事業そのものの経過からいくなれば、そのものが悪いと言ってるんじゃない。

ところが、今の事業の進め方、これは後々結果として大きな市民負担につながることになると思うんですね。

ですから、今の執行部の提案状況や議会の審議の状況からいくなれば、あえて残念ながら賛成することはできません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） ちょっと南口議員は反対と言われたんかね。

21番（南口彰夫君） いや、賛成することはできん。（笑声）今の状況なら、じゃけん審議が不十分だと。

24番（竹岡昌治君） はい。それでは、ちょっと私の方から意見を申し上げたいと思います。竹のことにに関して話をするのは実に2年ぶりでございます。2年間あえて意識をして黙っておりました。今、南口議員が発言されて、今度私が発言して、これで徳並議員が発言したら、世間で言うN T Tが実現するわけでございます。（笑声）なぜそんなことを言ってるかということ、この竹の問題はN T Tが何か思惑

があってしてるんじゃないかという風評が生まれて、私はあえて2年間何もこのことについては申し上げませんでした。たまたま南口議員と、私が特に活性化対策特別委員長としての延長線上で、農水省の林野庁に陳情に参りました。刑務作業を何とかならんかということの中で、竹の繁茂対策をどう生かして、竹材の活用をどう図るかということから林野庁に陳情に参りまして、そして、帰りに法務省、内閣府、全部寄って帰ったわけですね。そのときに法務省が竹の箸の製造については、刑務作業としてできるだけ早くということであった。

従って、国レベルの横の調整は法務省で全部やりますということでしたので、我々はそのまんま、手を引いたまんま何もいたしませんでした。

ところが、先ほど申し上げたようにNTTが何か思惑があるんじゃないかならうかというような風評が生まれたので、あえてこのことについては2年間じっと黙っておりました。

しかしながら、ここで一たん整理をしておく必要が私はあると思うので、あえて発言をさせていただきます。県の森林税というのがもともと平成17年の4月1日から導入されておることは皆さん御承知のとおりだと思っただけですね。

しかも、昨年、19年度の税収は県下、私、5億あると思ったら、4億ちょっとしかございません。4億ちょっとの税源をもとにしながら、いかに公益森林の整備をするのか、もう一つは、竹の繁茂対策事業をどうするのかということのことは、いわゆる水源の涵養、それから、県土の保全、それから、生活環境の保全、森林の有する、いわゆる多面的機能の回復、これが大きな目的であるわけでありませぬ。

従って、竹の繁茂対策の延長線上で、これを何とか竹を活用して、少しでも事業化にならないんだらうかというのがもともとの起こりであると私は理解しております。

そこで、今後の取り組みについてでありますけど、経過はそういうことで、実は法務省が動いたために農水省や県が皆動いてくれまして、予算が思いがけず早くできた、ああいうハード的なものが整備されたこと。

ところが、もともとは竹の繁茂対策の竹をどう活用するかですから、そちらが実はおくれてるわけですね。

従って、大きく事業が、計画が狂ってる。私は、以前もちょっと議長とも話をしたんですが、例えば、赤穂の塩を皆さん御存じだらうと思いますよね、有名な。あ

のとき、歴史のこれは事実ですから申し上げたいと思うんですが、大石内蔵助が赤穂で塩をつくろうと、そして、財政を立て直そうとやったとき、発案はしたものの7年間、山に行って何もしなかった。みんなは、大石内蔵助は、家老はばかか、あほうか、昼あんどんかというようなことを言われたのも皆さん御存じだろうと思います。それは塩をつくるためにかまが要るんです。かまをつくっても、まきがないんです。岡山という山の特徴もあるでしょうけど、そうした山の木が大きくなるまで待ったんですね。

そして、7年後にやって、あの赤穂の塩というのをあの時代に一つのブランドとして大きな財源になるようにしたわけですね。これを置きかえてみますと、竹の繁茂対策やって、そして、タケノコいいのが生えてこない、いい竹もできんにゃ、タケノコもできない、そうしたことが全く手がつけられないうちにかまが先にできちゃったわけです。

従って、これを議論するときにもう少し繁茂対策も含めて、どうしていくのかという議論をもっと深めながら準備をしていかなくちゃいけないということで、ぜひ今から先取り組んでいくのは、事業計画の見直し、併せて収支計画の見直し、そして、少しでも農家にこの繁茂対策によって美祢市の森林の整備も含めて、農家の所得が少しでも上がるようにし、そして、それに携わる雇用効果、あるいはいろんな運んだり、いろんなかかわり合いが出てくる経済効果、こういうものもにらみながら進めていくべきじゃなかろうかと私は思います。

従って、南口議員が言われたように、できるだけ早い時期に事業計画、それから、収支計画の見直しをやりながら、根本的な竹の繁茂対策を含めて事業に取り組んでいただきたいという意見を申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この議案のすべてに反対するわけではありません。石油高騰による農業の支援策などは歓迎するものの一つです。

しかし、65歳以上の住民税を年金から天引きするという案が盛り込まれております。これには反対をいたします。65歳以上の方の公的年金は来年の10月から引かれるわけですが、65歳の方は国民年金も年金から引かれてしまいます。

そして、75歳の介護保険と国民年金が引かれます。それと、75歳以上の方はそれに加え後期高齢者医療制度も年金から天引きをされてしまいます。このような生活を破壊するような、高齢者の生活を脅かすこの制度、年金からの天引きというのには賛成できません。

こういう立場で、この7号議案には賛成できませんという意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、三好議員の方から7号議案について反対意見が出ましたので、私は、7号議案について賛成の討論をしたいと思っています。

今現在、皆さん、国民が抱える不安の第一は老後の生活設計であると思っております。年々そういう面ではそういった問題が増加しておりますけれども、日本においては長寿世界一、幸せ実感も本当に世界一の日本を築いていくことが非常に大切ではないかと思っております。そのために医療、年金、介護、この各制度を持続可能で、安定した制度にしていかなければならないわけでありまして。そのためにふだんにしっかりとこれを改革していかなばなりません。反対というのは本当に簡単なわけでありまして。どういうふうにして改革、改善して、こういった日本における社会保障制度を改革、改善、持続可能なものに常にしていくか、そのようにしたいと私たちは期待にかけていかなばならないわけでありまして。

そういったことで、長寿医療者制度、後期高齢者制度については、しっかりと国民の理解が得られるように、さらなる改善を努めていくことが大切であると思っております。このたびも麻生内閣において、この件についてはさらに改革するということも

言われております。

いずれにしても、高齢者の方が美祢市においても多く、市町村の国民健康保険、国保ですけれども、皆加入されているわけでありましてけれども、今日本において75歳以上の方は1,200万人なんです。そして、70歳以上は2,000万人、65歳以上は3,000万人なんです。今団塊の世代、58歳以上から65歳等を入れれば5,000万人を超える、そういった方が今後75歳以上になったときに、そういった社会保障制度を本当に支えていくということを考えていかねばならないわけでありまして。

そういったことで、今後、一般民間、私たちも組合保険でありましたけれども、20年前まではこれは黒字でありました。そういう面では非常に会社もよかったですけれども、ここ15年から赤字、そして、中には組合保険もつぶれていってしまう、そういう厳しい状況になって、これを老人医療者制度にまた戻すというのは、つぶれるそういった制度に戻すというのは、まさに皆保険制度に対して私は責任を持っておらないのではないかと考えております。

そういうことで、今後とも医療制度をしっかりと維持していくために、第7号議案については賛成してまいる所存でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第8号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この退職者医療制度が廃止されたという経緯は、老人保健制

度が後期高齢者医療制度になったことで、後期高齢者医療制度が導入されたことで退職者制度が出てきたわけですが、これによって今まで働いておられた方が多くは定年退職をして年金生活に入ると、国保に加入するようになります。このように被用者保険から国保に移ったことで、退職者被保険者制度への医療の国保の一般保険者として、別建てとして給付してきたことが退職者医療制度ですが、今まで一生懸命働いてきた、そして、定年になった、これこそ高齢者いじめの一端ではないかと思います。後期高齢が導入されたことでダブるといふか、ダブるのパンチを高齢者は食らったのだと思います。

こういう面で、退職者医療制度は、この案には反対です。後期高齢者医療制度と関係がありますので、反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） 本案に対するその他御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 反対されましたので、また賛成意見を述べさせていただきます。（笑声）

今、後期高齢者、長寿医療者制度については、しっかりと骨格を維持した上で、所得者の保険料を、特に80万円以下の年金所得者、低所得者に対して最大限9割を軽減するなど、そういった改善策を今回いろんな面で苦情がありましたところは、しっかりと改善し、改革して、そして、低所得者の9割の保険料を軽減してきたわけであります。今後も世界保健機構（WHO）が世界一と評価する国民皆保険制度を維持していくことが非常に大事であると、もし皆保険制度がなくなれば、私たちは盲腸であったら、日本では8万円で済みますけれども、保険制度がなかったら200万円払っていかなきゃいけない。私、本当言いましたけれども、タイとか保険制度がないんです。中国もないんです。現金で200万円払わんと手術はできない。本当に悲惨であります。そういう面では本当にこの制度をしっかりと維持して守っていくことが大事であると、そういう面からおきまして、この議案に対して私は声を大にして賛成を申し上げるものでございます。

以上です。（発言する者あり）ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第9号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 前年度の介護の前年度事業の精算の結果、介護保険の前年度事業の精算の結果により超過交付金となりましたというのがありますが、これは介護の認定基準が見直されて、介護を受ける人が少なくなった。要介護だった方が要支援になったりして、介護の基準が落ちたということで、ベットの貸与がなくなったり、デイサービスが利用が少なくなったとかいう点で、給付が落ちたのではないかと思います。そういう面から見て、今美祢市では高齢化社会なので、国庫資金も今まで50%あったのが25に落ちた点から見ましても、これはもっと高齢者の方に介護の給付をふやしたりしていくことが大事ではないかと思います。

それで、現在、返還されるということが必要なかどうかという点についても、高齢者の方が多いので、介護制度をしっかりと十分に充実させていただきたいと思ひまして、国庫を返還するということにはしないでいただきたいという意見を言います。（「だから、反対」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君） 御意見ということでもいいですか。はい。そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番(南口彰夫君) 先ほどの17号議案のときにも申しましたように、美祢市農林資源活用施設の指定管理者制度の指定についても、その事業内容等の報告資料等の提出の不十分さがあるということで、結果として委員会が審議不十分だという意見を沿えて、賛成いたしかねるということです。

以上です。

議長(秋山哲朗君) そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(秋山哲朗君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議員提出議案第5号美祢市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、議員提出議案第5号についての御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、その後、施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、地方自治法の一部改正により、地方自治法第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられることになりましたことから、美祢市議会

会議規則における引用条文を改正するものであり、この規則は、公布の日から施行するものであります。

なお、本議案は、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木健義議員の御賛同を得て提出したものでございます。どうか全会一致をもって可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第5号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第5号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は、可決されました。

日程第23、議員提出意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、第1号の提案理由を説明させていただきます。

議員提出意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、提案の理由を御説明申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木健義議員の御賛成をいただきまして提出をさせていただいたものでございます。

それでは、意見書を朗読いたしまして提案理由の説明にかえさせていただきますので、御了承のほどよろしく願いをいたします。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月26日、山口県美祢市議会。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、

国土交通大臣あてでございます。

以上のとおりでありますので、ひとつ全会一致をもって可決賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出意見書案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号を採決いたします。本意見書案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は、可決されました。

日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり、議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その

後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任いただきたいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任していただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、会派代表者会議、議員全員協議会、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

議会運営委員会終了後、本会議を再開いたしたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

午後 3 時 2 6 分休憩

.....

午後 4 時 3 1 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机の上に配付いたしたものは、議事日程表（第 4 号の 1）、議員提出意見書案第 2 号、議案付託表、会議予定表（その 2）、以上 4 件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第 2 5 から日程第 3 6 までを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 2 5 から日程第 3 6 までを日程に追加することに決しました。

日程第 2 5、会期延長についてを議題といたしたいと思ひます。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10 月 10 日までの 14 日間延長いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、14 日間延長することに決

しました。

日程第26、報告第1号から、日程第34、議案第28号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成20年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました、報告2件、追加議案7件について、御説明申し上げます。

報告第1号は、平成19年度の決算に係る健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に公布をされ、平成21年4月1日から施行されますが、財政指標の公表等については、平成20年4月1日から施行することとなっております。

それでは、平成19年度の決算に係るそれぞれの指標について御説明をいたします。

第1の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字が標準財政規模 これは地方自治体の標準的な一般財源の規模をあらわすものです に対しまして、どの程度あるかの比率でありまして、第2の連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、及び企業会計の合計の実質赤字が先ほどと同様に標準財政規模に対しどの程度あるかの比率であります。両指標ともその対象となる会計決算を合算するといずれも黒字となり、赤字比率は生じないという状況であります。

第3の一般会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合会計の公債費 これは借入金の元利償還金 及び公債費に準じた経費が及ぼします財政負担の比重を示す実質公債費比率 これは過去3カ年平均でございます は、18.4%であり、早期健全化基準値である25%を下回っているものの、地方債の許可制移行基準である18%を超えているため、地方債の発行に県知事の許可が必要となっております。

第4の土地開発公社や第三セクターなども含む全ての会計について、地方債借入金ですが 残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた将来負担比率は、169.8%となり、早期健全化基準値である350%を下回っております。

なお、この比率が高くなりますと、今後の財政運営が圧迫されるということにな

ります。

以上、それぞれの指標につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告するものであります。

報告第2号は、公営企業の平成19年度の決算に係る資金不足比率についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく財政指標である公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する資金不足比率について、報告をするものであります。

それでは、平成19年度決算に係る会計ごとに御説明をいたします。

美祢市水道事業会計、美祢市病院等事業会計、美祢市公共下水道事業特別会計、美祢市農業集落排水事業特別会計、美祢市簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足は生じておりません。

しかしながら、美祢市観光事業特別会計　これは、秋芳洞・養鱒場・大正洞・景情洞・リフレッシュパーク等でございます　においては、214.2%と経営健全化基準値の20%を大きく上回っております。

なお、この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しく、経営状況の悪化が深刻化していると言えるものでございます。

この観光事業におきます資金不足は、バブル経済の崩壊や観光ニーズの多様化、少子化の影響により入洞者数が減少したことと、観光事業に係る人件費の負担が大きくなったこと等によりまして、累積赤字が多大となったことに大きな要因があります。

従いまして、今後は、対費用効果を最重点課題といたしまして、観光客の増加対策と人件費の圧縮等により全力を挙げて資金不足の解消に努めてまいりまして、でき得るべき早い時期に黒字体質の優良企業会計として再生したいと考えておるところでございます。

なお、先ほど御説明をいたしました累積赤字の解消に至らない平成20年度決算においても基準値を上回ることが見込まれるところでございますが、その場合は、平成21年度中に観光事業特別会計に係る経営健全化計画を議会の議決を経て策定をし、公表するとともに、総務大臣に報告すること、また、その後も毎年計画の実施状況を公表するとともに、議会、総務大臣に報告することが義務づけられており

ます。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告するものであります。

議案第22号は、平成19年度（合併前）美祢市一般会計及び各特別会計決算、議案第23号は、平成19年度（合併前）美東町一般会計及び各特別会計決算、議案第24号は、平成19年度（合併前）秋芳町一般会計及び各特別会計決算、議案第25号は、平成19年度美祢地区消防組合一般会計決算、議案第26号は、平成19年度美祢地区衛生組合一般会計決算、議案第27号は、平成19年度美祢郡環境衛生組合会計決算であり、それぞれの会計の合併前の決算につきまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に、監査委員の意見書と予算執行実績報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第28号は、平成19年度美祢市一般会計及び各特別会計決算であり、それぞれの会計の合併後の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に、監査委員の意見書と予算執行実績報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提出をいたしました、報告2件、追加議案7件について、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第26、報告第1号、平成19年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。

質疑はありませんか。南口議員。南口議員、いいんですか、南口議員、質問か何かあります。（発言する者あり）南口議員、報告第26号と27号は、委員会じゃないですから、これはあくまで報告ですから。（発言する者あり）

はい、そのようにしてください。はい。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第27、報告第2号公営企業の平成19年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

これより、日程第28、議案第22号平成19年度（合併前）美祢市一般会計及び各特別会計決算の認定についてから、日程第34、議案第28号平成19年度美祢市一般会計及び各特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第35、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第22号から議案第28号までの7件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までの7件を審査するため、23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間は、その審査目的が終了するまでといたします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く23人の議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第22号から議案第28号までについては、議案付託表のとおり、決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第

28号までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。特別委員会の正副委員長が決まっておりますので申し上げます。

決算審査特別委員長に徳並伍朗議員、副委員長に山中佳子議員が就任されましたので御報告申し上げます。

この際、正副委員長よりごあいさつの申し出がございますので、お願いをいたします。

決算審査特別委員会の委員長さん、副委員長さん、お願いをいたします。
決算審査特別委員長（徳並伍朗君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど全員協議会におきまして議員の皆様方の御推挙をいただきまして、決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長になりました徳並と山中でございます。任期は、今日から含めて15日間、大変短い任期ではございますが、村田市長さん初め、執行部の皆様方、あるいは議員の皆様方の御協力をいただきまして、短期間ではありますが、精力的に決算審査を行いたいというふうに思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（秋山哲朗君） 本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第36、議員提出意見書案第2号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

6番（三好睦子君） 議員提出意見書案第2号の後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出いたします。

なお、この本状の提出に当たり南口彰夫議員の賛同をいただいております。

それでは、意見書を読み上げてまして提案理由とさせていただきます。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）、後期高齢者医療制度がこの4月から実施をされました。今全国で後期高齢者医療制度の廃止を求める声が広がり、新聞等で世論調査では廃止・見直しを求める人が7割以上を超えております。

7月20日現在で、中央社保協の調べでは633議会、国会に提出した署名数は500万筆あります。

この制度は、75歳以上のすべての高齢者が現在加入している国民健康保険やその他の健康保険から脱退され、この高齢者だけの独立した保険に組み入れられ、収入がない人でも、これまで家族に扶養されていた方でも、保険料の負担がなかった人でも保険料を払うようになります。保険料は2年ごとの見直しで、75歳以上の医療費は人口がふえるに従って引き上げられていくのです。団塊の世代が75歳になられたとき、保険料は2倍以上になるという試算も出されています。保険料を払えない高齢者は、保険証を取り上げられてしまうのです。

さらには、医療内容も必要な検査や治療が受けにくくなったり、入院や「終末期医療」など別建ての診療報酬が導入され、差別医療が押しつけられてしまうのです。

この制度導入に当たり、政府は医療費の削減を最大の目的に掲げ、75歳以上の人は「複数の病気にかかり、治療が長期化する」「認知症の人が多い」「この制度の中でいずれ避けることのできない死を迎えることとなる」というように「高齢者の心身の特性」を掲げているのです。医療費削減のための高齢者差別は許すことはできません。

よって、美祢市議会は政府及び国会に対し、高齢者が安心してかけられる医療制度にするために、後期高齢者医療制度を一たん廃止し、もとの老人保健制度に復活させ、将来の医療制度の設計については、高齢者の尊厳を保つ医療制度として国民の皆さんの意見を取り入れて、改めて作り直すことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。平成20年9月26日、山口県美祢市議会。内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長さんあてに意見書を出したいと思います。

以上のとおり、全国民と美祢市民の命と暮らしを守るために、全会一致をもって皆さん可決していただきますようよろしくお願いいたします。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。大中議員。

20番（大中 宏君） それでは、質問をさせていただきます。

後期高齢者医療というのは、特にPR不足もありますけど、非常にマスコミ等が中心になって、また、いろいろねじれ現象等で、いろいろ反対はされております。いろんなマイナス面ばかりが非常に強調されていますが、これによってかなり助かった人もあると聞いております。特に、後期高齢者医療は名前も悪いんですけど、75歳以上で区切ったという面もあります。いろいろそういう面に対しては、今麻生新内閣も発足いたしましたけど、それ以前からもいろいろこれについては急激に変えていったということで、マイナス面ばかりが強調されております。そのマイナス面について少しでもプラス方向に持っていこうということで、いろんな改善策が示されております。今ここで高齢者医療の廃止、いわゆるこういう形の全面的に廃止するというのはいかがなものかというふうに私は思います。特に、人間だれしも負担は軽くてサービスは大きい方がいいわけです。これはだれもみんな求めるものは同じことです。

しかし、問題はそこをどういうふうにバランスをとるかということが、私は大事じゃないかと思うんです。特に、これに変えたということは、将来若い人たちに高負担をかけなければならないと、高齢者は年々伸びるのは間違いないんです。これは高齢、年々平均寿命延びますし、高齢者もどんどんふえていきます。若い者は少ないから、保険をカバーしてくれる人が少ないわけですよ。

ですから、今健康保険組合も負担が高くなってやれないということで、どんどん保険組合も、大きな保険組合、この前、西濃運輸ですか、それも解散しました。そして、いわゆる国の方の関係の方に入ってきたということで、いろんな矛盾も出ております。

だから、逆に言えば、そういうふうな若い人たちがより負担を、これは高齢者ばかりじゃない。若い人たちも年々上がっていく。医療費負担についてはできるだけ国の税金で税金でと言われますけど、国の税金って無限大にあるわけじゃないですから、こういう廃止するには、それじゃどういうわけで、今先ほど言われましたけど、負担を今まで払わなかった人が払うようになったということも一部も上げられましたけど、負担を払わなかったんじゃない。それをかわって扶養する人が払っておったのを今度は本人の方から払うようになったと、あるいは自動振替にしても、いわゆる年寄りが一々窓口に行って、つえをついて払いに行く、あるいは家の人に、ほかの人に払いに行ってもらうよりか、逆に言うたら自動振替の方が経費削減にも

なるし、いろんな面で私はいいと思いますし、また、滞納もなくなると思います。今滞納率というのは非常に多い、こういう場合にもそういうふうないろんな不便な面もあると思うんです。いい面もたくさんあります。

ですから、私は一概に廃止ということになしに、どういう部分については悪いから、こういうふうな部分は改正していただくというふうな形の提案をされた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 順を追って行きたいと思います。

助かった例があると言われましたが、聞いておりません。（笑声）あるとすれば、教えていただきたいです。

それから、若い人に負担をかけないということなんですが、現に先ほど、もう御存じと思いますが、大手の健康保険組合ですか、健保が解散をして、中小企業に入る政府管掌健康保険、政管健保に移ってきているんです。それというのは、若い方たちの負担が多くて、会社ではやっていけないと、健保の負担増は後期高齢者に対する改悪がもたらされたもので、負担は後期高齢者医療制度への支援金と、そして、前期高齢者の医療制度の拠出金でなっておりまして、今までの健保の財政がやれなくなって、労働者に大きなしわ寄せが来ているわけですね。

それで、これは若い人たちの負担を軽くしようとした案でしたと思うんですが、若い人に大きな負担がふえているというような全く正反対の事態がもたらされているのです。

それと、滞納が多い、年金の天引きだったら滞納がないんじゃないかということもありますが、それは払うのも年金、もしそれだったら国民の皆さんの不満はないと思います。払うの、年金をもらいに行ったら天引きされてた。先ほどもありましたが、今度は市民税も天引きされると、天引きが多くなるんですね。

だから、必ずしもこれは行く手間が省けるとかいうものではありません。天引きされたのと支払うのとは違いますし、また、少ない年金の中で生活をしていかれる年金受給者の方は、生活のやりくりというんですか、差し繰りもありますし、そして、支払い猶予の相談ということも行政の方にしたいと思っても、保険料が先に引かれておったら、相談にも何にも行かれないというようなことが生まれてきます。

そして、先ほど何かもっと、何でしたか、代替でしたっけ、済いません。もうち

よっと考えることがあるんじゃないかということがありましたが、私たちはもとの老人保健制度に戻して、それから、これからの将来、高齢がふえる方の団塊の世代の方たち、将来の医療費の設計については、高齢者の尊厳を保ちつつ、医療制度として国民の皆さんの意見を取り入れて、改めて作り直すということが求められてるので、それを作り直すのに代替策はということですが、これはここで決めるんじゃなくて、国会で皆で審議をされることだと思います。

そして、なぜ老人保健がいいかというのと、老人保健が後期高齢に変わったというのが、老人保健が第1条で、「国民の老後における健康の保持」、こういうふうな制度の目的だったんですね。後期高齢になってから、第1条の「老後における健康の保持」という文言が削り取られているんです。

それで、「医療費の適正化」ということが明記されていますが、高齢者の健康を守るという制度からも医療費を抑え込む、とにかく高齢者にかかる医療費を抑えていかにやいけんという、そればかりの制度なので、先ほど申しましたが、国民の立場に立って、高齢者の尊厳を保ちつつ変えていくことが大事じゃないかというのを意見しております。

抜けたところもありますが、済みません。どうぞ。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 提出者の三好議員の意見書の提出の賛成議員としての立場から、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

三好議員、今、大中議員が言われた最後の言葉で、メリットもデメリットもいろんな意見もある中に、いろんな意見を取り入れて、この意見書そのものをある程度見直してみてもどうかという話はきちんと認識できた。いや、ええ、座って。

6番（三好睦子君） はい。

21番（南口彰夫君） それで、そこを一つ確認をしておいて、それから、これ最終的には25人の議員の皆さんが決めることなんです。25人の皆さんの賛同が得られなければ、単なる自己満足にしかすぎなくなるんですね、幾ら提出しても。

ですから、賛成や反対を含めて、よく意見を聞くことが大事だろうと、とりあえず皆さんに御理解を願いたいのは、先ほどの大中議員の御提案についてはある程度、もし議長や議運の関係で御了解が得られるのなら、会期延長されたことですから、検討する余地はあるんじゃないかと思います。

それと同時に、意見書というものに対してのとらえ方が一つ大事だろうと思うんですね。例えば、国民の請願権というのは憲法でうたわれています。国民が意見なり要望を上げるとするならば、多数の署名を持って、直接内閣総理大臣なり、所管の省庁の大臣あてに提出するのが直接請求なんですね。

ところが、意見書や要望書、これを県や国を通じて上げるという国民の請願権にかかわる意見書採択、これは地方自治法という法律に基づいて、地方議会にしかできない権限なんです。

ですから、国政の場で決められた後期高齢者医療制度というものの中身そのものをこの議会で議論するとしても、当然賛成する側であろうが、反対する側であろうが不十分があると思います。それは何かといえば、国会でも今既に議論されている中で、絶対多数で可決されたわけではありません。参議院においては、既にこの制度については見直し並びに廃止をするという案も採択をされており、また、全国の地方自治体の3分の1では、制度の見直し並びに廃止を含めた議決が3分の1以上でなされています。

さらに、それに拍車をかけているのが日本医師会です。地方の医師会も含めながら見直し、廃止という二重の仕組みではあるが、議論がなされて、医師会を含めたいろんな諸団体が地方自治体、地方議会に働きかけをしながら、見直しを政府に迫っているのも事実です。ここで非常に大事なのは制度上、たとえ国の法律に基づいて決めた制度上の、法律に基づいた制度上の問題であったとしても、これを提案をし、執行するのは執行部側なんですね。県も市も含めて。

ところが、これをチェックアンドバランスの関係で、是々非々の立場で対応することができるのが唯一議会なんです。

ですから、少なくとも議会という果たす役割は、国が定めた制度上の内容を擁護することではないと思います。議会はよし悪しも含めながら議論をすることなんです。ある面、議会というものはいろんな形での圧力団体としての役割が最も重要だと私は認識しています。必要なときには積極的に圧力的役割を果たしながら、美祿市民の住民の全体の利益につながるならば、それを一層執行部の方に拍車をかける役割を果たすと同時に、必要なときにはブレーキをもかける役割を果たすことが大事だろうと思います。

そういった点で、議員の皆さんには議会というものの役割を十分に認識していた

だいたいで、意見書の提出についての取り計らいを、できるならば大中議員の意見を取り入れて、この会期中にもう一度議論をする余地が与えられるならば、議長の方に取り計らいを一任をすることもいい案ではないかと思いますが、提出者の三好議員に御意見をお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） この問題も先ほど言われたように大きな問題なので、南口議員の提案のように議論をする取り計らいをしていただきたいと思います。

そして、私は、このたびこれを提出するに当たりかなり勉強したので、皆さんどんな質問が出るかと思って勉強したので、別に自己満足ではありません。意見書を出すことが自己満足ではありません。

それで、（「じゃけえ、それでやめたら」と呼ぶ者あり）はい。皆さんと一緒に後期高齢は今から見直されること、新首相になられて見直されると思います。

でも、どこが悪いのかということもちゃんと見とかないと、ただ、今やはり勉強していくことが大事、メリット、デメリットなんかも、（発言する者あり）はい。じゃ議長にお任せいたします。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待つて。（「座って」と呼ぶ者あり）

6番（三好睦子君） はい。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 三好議員さんに端的にお聞きします。我々も後期高齢者医療制度がいいか悪いかといういろんな意見もあります。それから、国会でも言われたように、今度はリフォームするとか、家で例えての話も出てますよね。この意見書は、この制度の廃止ということになってるんですよ。大幅な見直しというんなら我々も賛成したいんです。廃止をして、またもとに戻して、またつけかえろと言うたら、むしろ混乱をするという気持ちがあるので、これを言い方は悪いけど、文面を変えて、大幅見直しというようなことが可能なかどうか、お考えの中でお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） このたび見直しを入れようかなと思ったんですが、中止と廃止になりましたけど、見直しを入れた方が国民の皆さんによりよくなるような見直しの方で、見直しの案を入れていきたいと考えます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 濟いません、ちょっと言葉が足らんやったと思います。これの文面読ませていただきますと、一たん廃止をしろ、そして、もとに戻せ、それから、新たにつくれ、こう3段階になってるんですよ。そうじゃなくて、現行制度をそのまま進みながら、大幅見直しというお考えならば賛成をしたいと思ってるんですが、まだ最終日までにあるので、その辺のことはそのお考えがあるのかないのか、もう一回お聞きします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） その件については、（「あるかないか」と呼ぶ者あり）あるかないか。（「あるかないか」「あるかないかだけ言う」「一言」と呼ぶ者あり）

24番（竹岡昌治君） それで、ないと言われれば反対、あると言やあ賛成をしたいという意味表示したわけですね。（笑声）

6番（三好睦子君） 今混乱が現場でも、行政の中でも混乱が起きてるんですよ。なぜかって、（発言する者あり）あります。

21番（南口彰夫君） ないならないで、賛否を問うしかない。じゃけえここは議論をする場ではないから、だから、あるかないかと質問されておるんだから、ないならないって言ってもええです。ほんなら数だけ決るんじゃから。

6番（三好睦子君） 見直すと言ったら、よい方に見直すのだと思いますので、（笑声）あります。

21番（南口彰夫君） ちゃんと人の話を聞かんにやいけん。

6番（三好睦子君） はい。

21番（南口彰夫君） あくまでもさっきから委員の皆さんが提出者に質問をしよるわけ、これを皆廃止とやられたら、皆賛成できんということで、議運の委員長も含めてよ。そうすると、このままの文面なら結果として数で決ると。

ところが、見直しということであれば、この会期中、会期延長になってるから、その間に議論ができると、だから、その質問に対して答弁をあるかないかだけ答えて。

6番（三好睦子君） わかりました。はい、あります。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） それじゃ私の問いにあるということをお答えいただいたわ

けですね。先ほど申しましたように、これを一たん廃止しろ、もとに戻せ、それから、新たに組めと、これは大変むしろ混乱を来す。

従って、今、三好議員に文面を変える用意があるかと言ったら、あるとおっしゃったので、一たん取り下げてください、最終日に、（発言する者あり）また、議運の委員長さんらと相談しながら、再提出される意思があるかないか、お伺いします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） あります。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、今見直しをするということですから、とりあえずこの文面については差し戻すということですよ。そうすると、今度議運の方に差し戻して、もう一遍出しかえるということの取り計らいでいいかということです。それでいいですか。

6番（三好睦子君） はい。

議長（秋山哲朗君） 議員の皆さん、そういうことでございますので、この文面じゃなしに差しかえるということでございますので、一たん議運に差し戻したいというふうに思いますので、御了解をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 三好議員、そういうふうな取り計らいでいいですか。大中議運委員長、そういうことでございますので、議運差し戻しということでございますので、ひとつまた御審議のほどお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、議員の皆様には大変お疲れでしょうけども、5時30分より全員協議会をもう一度開きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後5時18分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月26日

美祿市議会議長 秋山哲嗣

会議録署名議員 村上健二

〃 大中宏